

策定年月	平成 12 年 4 月
変更	平成 14 年 4 月
変更	平成 18 年 8 月
変更	平成 23 年 7 月
変更	平成 28 年 3 月
変更	令和 3 年 3 月

守山市地域農業振興計画（マスタープラン）

（目標年度：令和 7 年度）

令和 3 年 3 月

滋賀県守山市

目 次

第1章	守山市地域農業振興計画の改訂にあたって	1
1	計画改訂の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	2
4	基本理念	2
第2章	本市の情勢と課題	3
第1節	本市の情勢	3
1	本市の現状	3
(1)	位置・面積	3
(2)	地勢	3
(3)	気候	4
(4)	地質・土壌	4
2	農業の現状	5
(1)	農家の現況	5
1)	農家数	5
2)	主副業別農業経営体数	6
(2)	土地の利用状況	7
1)	経営耕地面積	7
①	経営耕地面積	7
②	経営体当たりの経営耕地面積	8
2)	農業生産基盤	9～10
3)	耕作放棄地	11
(3)	農業生産の現状	12
1)	水田における農作物作付面積	12
2)	農業産出額	13
3)	認定農業者の推移	14
4)	環境こだわり農産物の生産状況	15
5)	地域農業の将来に関するアンケート調査の実施結果	16～17
第2節	農業の課題	18～19
第3章	農業の将来像	20
第1節	本市農業の目指すべき姿	20
第2節	基本方針（農業振興の柱）	21

第3節	基本方針と成果目標	22～24
第4節	効率的かつ安定的な農業経営の基本指標	25
第5節	施策の体系	26
第4章	基本方針と施策の展開	27
基本方針1	多様な担い手の育成・確保	27
(1)	担い手の育成（農業経営安定）	27
◇	現況と課題	27
◇	施策の展開	27～28
(2)	労働力（人材）の確保	28
◇	現況と課題	28
◇	施策の展開	28～29
基本方針2	農業を軸とした地域の活性化	30
(1)	交流の促進	30
◇	現況と課題	30
◇	施策の展開	30
(2)	農業と他産業との連携	30
◇	現況と課題	30
◇	施策の展開	31
(3)	関係人口の創出	31
◇	現況と課題	31
◇	施策の展開	31
基本方針3	農用地の保全、集積および集約	32
(1)	優良農地の保全と耕作放棄地の解消	32
◇	現況と課題	32
◇	施策の展開	32～33
(2)	担い手への農地集積・集約化	33
◇	現況と課題	33
◇	施策の展開	33
基本方針4	農業生産基盤の保全・長寿命化対策	34
◇	現況と課題	34
◇	施策の展開	34

基本方針 5	地域特性を活かした農産物の生産	35
	(1) 産地（ブランド）の形成	35
	◇現況と課題	35
	◇施策の展開	35～36
	◇生産性の高い農産物の栽培	36～38
	①水稲	36
	②麦・大豆	37
	③野菜	37
	④花卉	38
	⑤果樹	38
	(2) 高付加価値農産物の生産等	39
	◇現況と課題	39
	◇施策の展開	39
	(3) 地産地消の推進	40
	◇現況と課題	40
	◇施策の展開	40～41
基本方針 6	環境に配慮した農業の推進	42
	環境保全型農業の推進	42
	◇現況と課題	42
	◇施策の展開	42～43
基本方針 7	自然災害等への対応	44
	(1) 自然災害等への対応	44
	◇現況と課題	44
	◇施策の展開	44
	(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等への対応	44
	◇現況と課題	44
	◇施策の展開	44
第 5 章	関係機関による農業施策の一体的な推進	45
	用語解説	46～51
	※マークの付いている用語は、P46～P51 の用語解説に掲載しております。	

第1章 守山市地域農業振興計画の改訂にあたって

1 計画改訂の趣旨

近年の農業は、農業者の減少・高齢化が深刻化するとともに、食生活の変化等による米消費の減少、農業の構造改革の進展に伴う大規模経営体と小規模農家の二極化、頻発する自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症^{*}の拡大など様々な課題に直面するなど、新たな農業施策を講じる必要があります。

国では、新たな「食料・農業・農村基本計画^{*}」が、令和2年3月31日に閣議決定されました。この基本計画は、我が国の食料・農業・農村が次世代へと継承され、国民生活の安定や国際社会に貢献していくための、今後10年間の農政の指針となるもので、「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立するための各施策が講じられています。

滋賀県においては、本県農業・水産業の基本的な施策の方向を示す、次期「滋賀県農業・水産業基本計画^{*}」の策定を進められており、10年後（2030年）の目指す姿を実現するために実践する計画期間を令和3年度から令和7年度までの5年間の計画とされています。さらには、滋賀の農業の健全な発展に資することを目的に農業の生産面に焦点を当てた「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」の制定（令和3年4月施行予定）を進められているところです。

こうした状況の中、本市農業の基本的な計画であります「守山市地域農業振興計画（マスタープラン）」（以下、「マスタープラン」という。）が、令和2年度に目標年度を迎えることから、第5次守山市総合計画^{*}（後期基本計画）のもと、都市計画マスタープラン^{*}との整合を図り、5年後（令和7年度）を目標として、本市農業の目指すべき姿を設定し、地域農業の活性化を図るためマスタープランを改訂するものです。

2 計画の位置付け

第5次守山市総合計画(後期基本計画)を上位計画とする本市農業の基本計画とし、本市の農業振興の指針となるだけでなく、市、JA、農家(生産者)、消費者等の各主体がそれぞれの役割に応じて、主体的に取り組を進めるうえで共通の指針と位置づけるものです。

3 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

4 基本理念

「わ」でつなぐ 守山市の「食と農」
～守山市の農産物と活力ある農業を次の世代につなぐために～

「わ」とは…第5次守山市総合計画が目指す、将来の都市像“「わ」で輝かせようふるさと守山”の「わ」で、「輪」=人と人とのつながりを大切に、「和」=互いに協力し、「話」=コミュニケーション・情報共有を図りながら、「環」=循環型社会を基盤とする「市民が主役のまちづくり」等を推進するものです。

マスタープランにおいても「わ」の視点を持ち、人のつながりを大切に、本市の農産物と活力ある農業を次の世代につなげるために計画を策定し、各施策に取り組みます。

第2章 本市の情勢と課題

第1節 本市の情勢

1 本市の現状

(1) 位置・面積

本市は、滋賀県南部、琵琶湖の東南部に位置し、南西は草津市、南東は栗東市、北東は野洲市、北西は琵琶湖に接した、人口 84,131 人、世帯数 33,198 世帯（令和 2 年 9 月 30 日住民基本台帳）の都市です。

また、鈴鹿山系に源を発する野洲川によって形成された沖積平野で、東部から西部に向かって緩やかな傾斜をなす平坦地で、面積は、55.74 km²であり、滋賀県全体（4,017.38 km²）のおよそ 1/100（1.4%）を占めています。

本市の主要な交通網としては、近隣市における国道 1 号線および 8 号線ならびに名神高速道路栗東インターチェンジに近く、鉄道においては京都まで約 30 分、大阪まで約 1 時間と都市近郊に位置しています。

さらに、都市近郊という地理条件を活かし、ベッドタウンとして毎年人口が増加しています。

(2) 地勢

本市の広ぼうは、東西 8.4km、南北 12.2km からなり、海拔は最高 106.1m、最低は 83.7m の地域にあり、山はありません。

市域から琵琶湖に流れ込む野洲川は、琵琶湖に流入する滋賀県最大の河川であり、かつての野洲川は天井川で、これまで幾度となく水害をもたらした暴れ川でした。北流と南流に分かれていましたが、昭和 54 年に新放水路に暫定通水され、現在の新しい野洲川として生まれ変わりました。

旧野洲川の南北流廃川敷地や湖岸では、野洲川地区県営畑地帯開発整備事業により約 137ha の優良農地が造成され、現在、果樹や野菜などの営農がなされています。

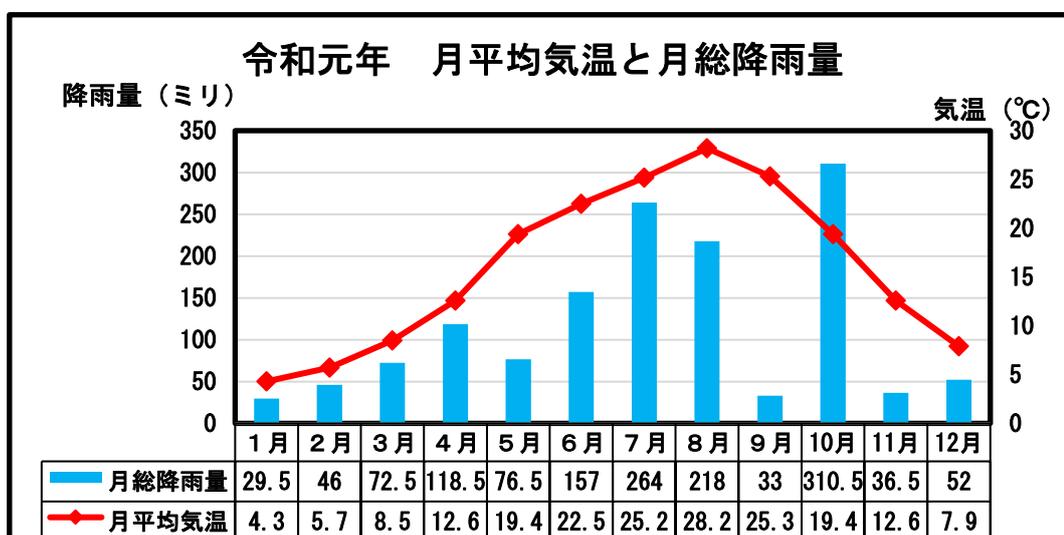
(3) 気候

本市は湖南気候区に位置し、琵琶湖の影響で瀬戸内型の気候を示し、県内の中でも比較的温暖で、冬季の降雪量も少なく、恵まれた気象条件を有しています。

通年の降水量については、梅雨時期の6月から7月および台風時期の9月が多い状況ですが、令和元年は9月が大幅に減少し、10月は大幅に増大しました。こうした気候変動やゲリラ豪雨による農業被害が懸念されるところです。

降雪量は、県北部の多雪地帯と大きな相違がありますが、市内での降雪量は野洲川堤防を境に北部でやや多い傾向にあります。

本市は一面の平地であるため、湖岸と内陸では琵琶湖の気温緩和作用の影響を受けて気温、降水量にわずかな差があります。



(令和2年消防年報 湖南広域消防局)

(4) 地質・土壌

地質は、陸地（東）から湖岸（西）に向け洪積層、沖積層（基準的地盤）、沖積層（著しく軟弱）、埋立地となっています。その分布は野洲川沿岸と旧北流地域では砂礫層、野洲川と草津川に囲まれた地域では砂質堆積物、野洲川砂礫層の下流部では砂質堆積物という特徴があります。

土壌は、野洲川やその旧河道にあたる低地沿いに粒土組成の粗い砂質土（礫土）や砂質の土壌（砂土・砂質壤土）が、また河道から離れた後背湿地にあたる所には細粒土壌（壤土、シルト質壤土）や粘土質土壌（埴土）が、さらに中間地帯に中粒土壌（壤土）が帯状に分布しています。

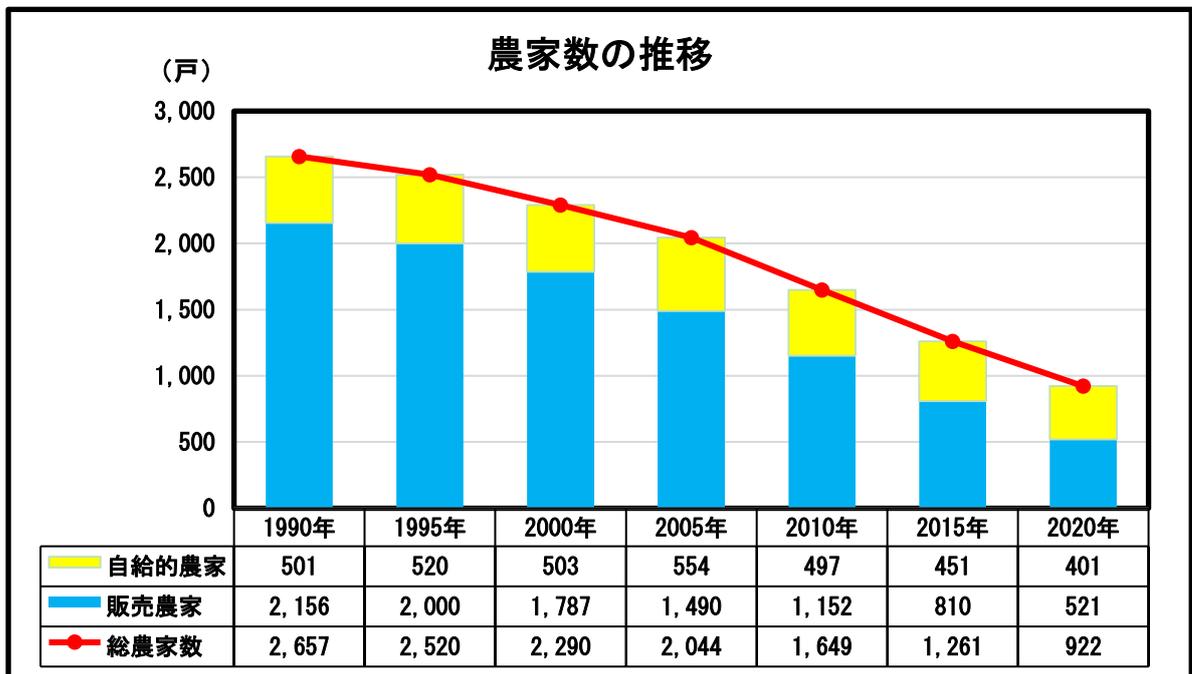
2 農業の現状

(1) 農家の現況

1) 農家数

総農家数は減少しており、1990年（平成2年）と2020年（令和2年）を比較すると1,735戸（65.3%）減少し、30年間で総農家数は半分以下となっています。減少した農家の大半が販売農家であり、2005年（平成17年）以降、急激に減少しており、農家数の推移は販売農家の動向に大きく左右されています。

2020年（令和2年）の農家別構成比をみると、販売農家が56.5%（521戸）、自給的農家が43.5%（401戸）となっており、販売農家が全体の半数近くにまで減少しています。また、本市全体では販売農家および自給的農家ともに大きく減少しています。



（農林業センサスより）

2020年の数値は「概数値」です。

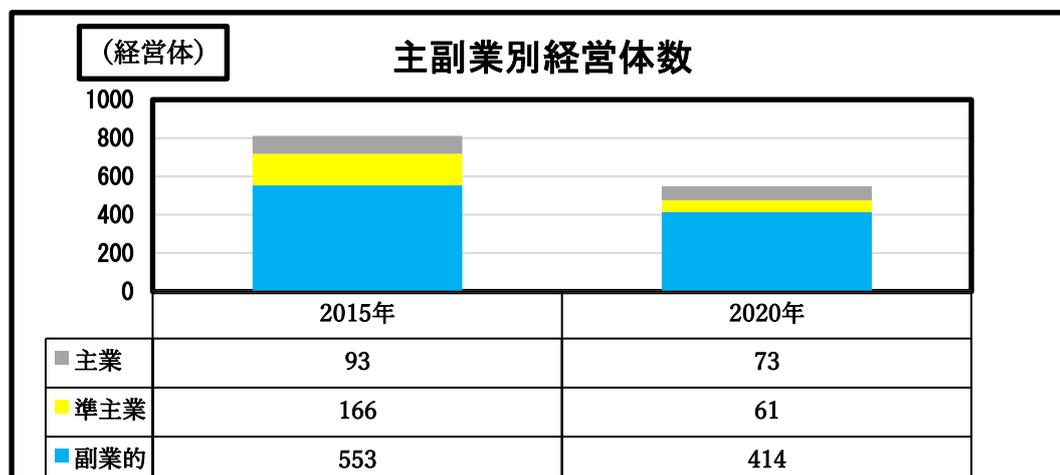
※農家…経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または経営耕地面積が10a未満であっても1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯

※販売農家…経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が50万円以上の農家

※自給的農家…経営耕地面積が30a未満で、かつ1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家

2) 主副業別農業経営体数

2020年農林業センサスより「専兼業別農家数」の調査項目がなくなったため、「主副業別農業経営体数」を比較すると、2015年（平成27年）と2020年（令和2年）では、「主業経営体」、「準主業経営体」、「副業的経営体」のすべてにおいて減少しています。その中でも、「準主業経営体」は、166経営体から61経営体となり、105経営体（63.3%）減少し、半数以下となっています。

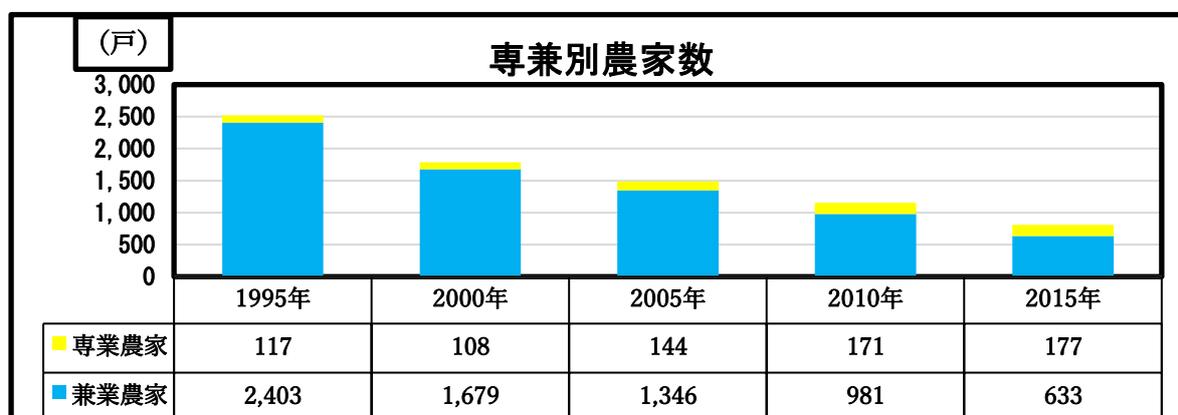


（農林業センサスより）

2020年の数値は「概数値」です。

- ※主業経営体…農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
- ※準主業経営体…農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
- ※副業的経営体…自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体

< 参考 >



（農林業センサスより）

- ※専業農家…世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家
- ※兼業農家…世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家

(2) 土地の利用状況

1) 経営耕地面積

① 経営耕地面積

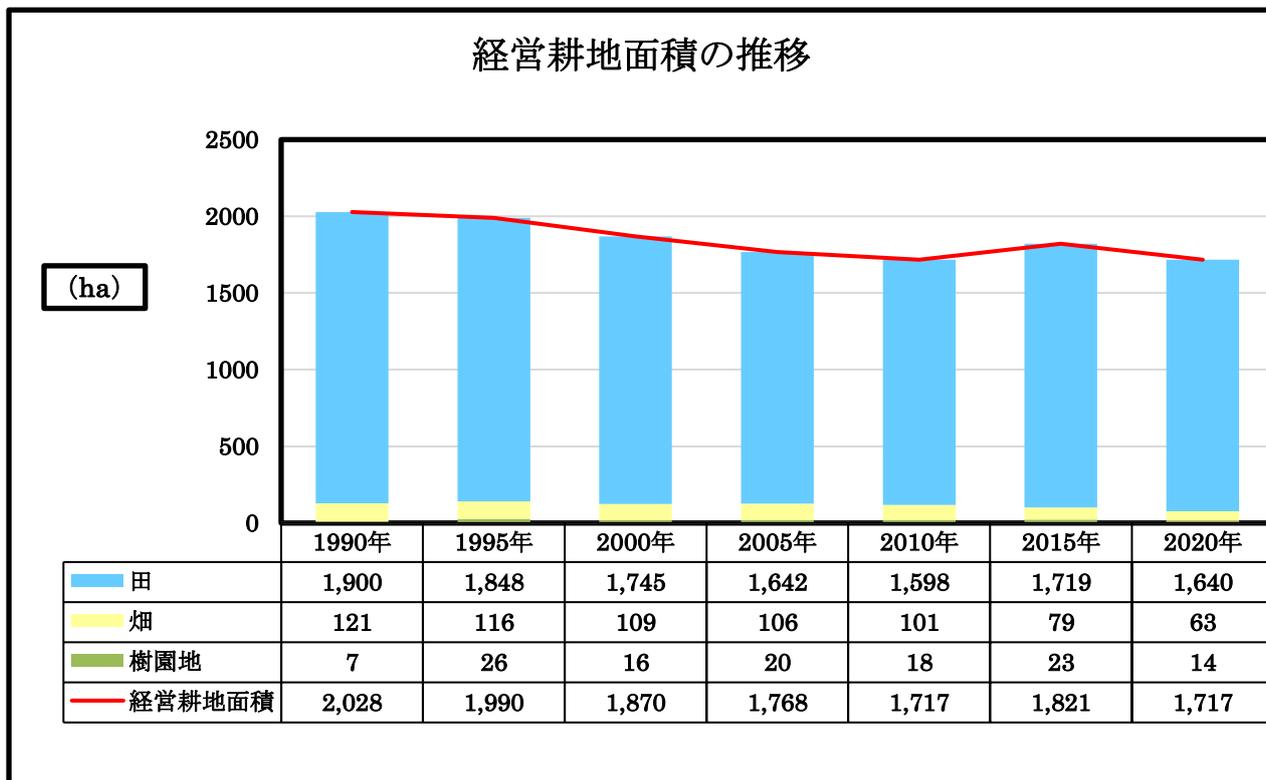
経営耕地面積は年々減少傾向にあり、1990年（平成2年）と2020年（令和2年）を比較すると311ha（15.3%）減少しています。面積では、田の減少が260haで最も多くなっていますが、減少率からみると田が13.7%、畑が47.9%と減少しており、畑の減少割合が高くなっています。

また、樹園地は1995年（平成7年）より12ha（46.1%）減少しています。

田の面積が2010年（平成22年）から2015年（平成27年）にかけて121ha増加しており、主な要因としては集落営農組織[※]や大規模農家、㈱アグリサポートおうみ富士への農地集積・集約が図られたことによるものです。

一方、2015年（平成27年）から2020年（令和2年）にかけては79ha減少しており、主な要因としては、農地転用などの改廃によるものです。

2020年（令和2年）の地目別の構成比をみると、田が95.5%（1,640ha）、畑が3.7%（63ha）、樹園地が0.8%（14ha）で、田がほとんどを占めています。



（農林業センサスより）

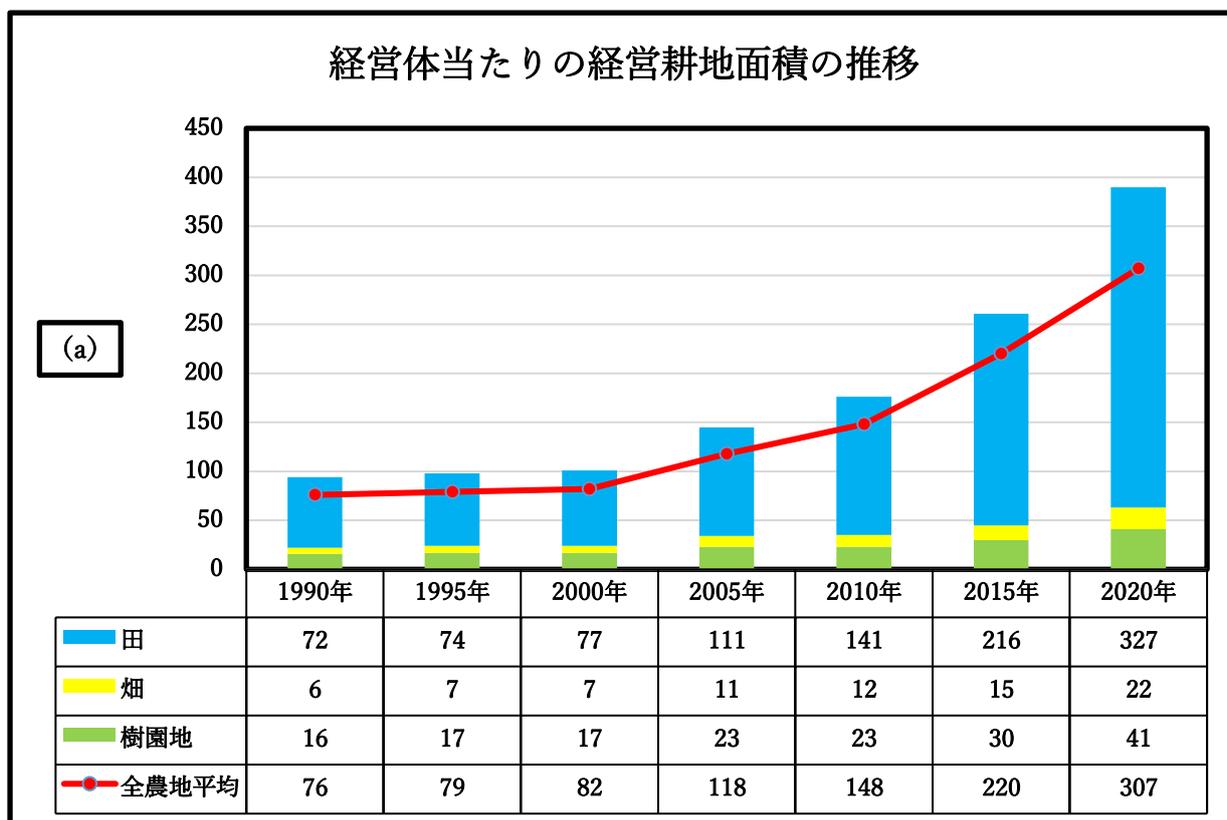
2020年の数値は「概数値」です。

※経営耕地面積…農林業経営体[※]が経営する耕地（田、畑及び樹園地）で自作地と借入耕地の合計の面積

②経営体当たりの経営耕地面積

経営体当たりの経営耕地面積は、1990年（平成2年）から2000年（平成12年）まで微増傾向でしたが、2000年（平成12年）から2020年（令和2年）にかけては集中的に増加しており、担い手^{*}への農地集積が進んでいる状況です。

地目別に1990年（平成2年）と2020年（令和2年）を比較すると、田が72aから372a（454.2%）、畑が6aから22a（366.7%）、樹園地が16aから41a（256.3%）の増加となっています。



（農林業センサスより）

2020年の数値は「概数値」です。

2) 農業生産基盤

本市は、昭和 30 年代ごろから基盤整備が行われ、令和 2 年末時点で 1,524.3ha の整備が完了しています。

また、本市では、河川の水はすべて琵琶湖に流れており、市域の上流部は主に野洲川の石部頭首工からの用水によって、下流部は琵琶湖から揚水機により取水することで農業をされています。

なお、基盤整備の整備率および実施状況は、次のとおりです。

○基盤整備率

(単位：ha、%)

農業振興地域 [※] 内農地面積 (A)	農用地区域 (青地)面積 (B)	基盤整備済 面積(C)	基盤整備未 実施面積(D)	整備率 (農振区域) $E = C / A \times 100$	整備率 (農用地区域) $F = C / B \times 100$
1,866.9	1,597.8	1,524.3	73.5	81.6	95.4

(令和元年度守山農業振興地域整備計画[※]管理状況報告書より)

※平成 28 年度に守山農業振興地域整備計画の全体見直しを行いました。

○農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況

(1) ほ場整備

事業種目	地区名	受益面積 ha	事業費 千円	主要工事の名称 及び事業量	事業主体	事業の着工完了(予定)年度
農業構造改善事業	洲本	71.3	67,075	ほ場整備 71.3ha	法竜川沿岸土地改良区	S38 ~ S40
団体営ほ場整備事業	大曲	72.3	34,213	区画整理 69.5ha	法竜川沿岸土地改良区	S36 ~ S41
団体営農業構造改善事業	木浜	74.0	152,828	ほ場整備 74.0ha	木浜土地改良区	S41 ~ S43
県営干拓地等農地整備事業	木浜	74.3	175,888	区画整理 68.9ha	滋賀県	S44 ~ S47
県営ほ場整備事業	野洲川Ⅰ期	130.4 (640)	2,320,000	区画整理 640ha	滋賀県	S45 ~ S61
県営ほ場整備事業	野洲川Ⅱ期	446	2,238,000	区画整理 446ha	滋賀県	S46 ~ S60
団体営矢島地区整備事業	矢島	129.1	431,840	区画整理 129.1ha	法竜川沿岸土地改良区	S47 ~ S54
県営ほ場整備事業	守山南部	349.0	2,627,000	区画整理 349ha	滋賀県	S48 ~ H3
地域農業拠点整備事業	石田	9.3	40,000	ほ場整備 9.3ha	石田共同施行体	S61 ~ S62
県営畑地帯開発整備事業	野洲川	107.0	2,080,000	農地造成	滋賀県	H2 ~ H16
集落地域整備事業	欲賀	53.2	444,300	生産基盤、環境基盤	守山市	H3 ~ H9

(注) 受益面積のうち()は他市を含む合計面積

(2) 用排水路整備

事業種目	地区名	受益面積 Ha	事業費 千円	主要工事の名称 及び事業量	事業主体	事業の着工完了(予定)年度
県営かんがい排水事業	法竜川	673.0	281,484	放水路 L=157.4m 幹線排水 L=3,463m 排水樋門 1カ所 井堰 2ヶ所 支線排水路	滋賀県	S33 ~ S42
県営かんがい排水事業	野洲川	542.0 (2,209)	6,236,000	揚水機 φ900× 700KW×4台 送水路 L=33,353m	滋賀県	S46 ~ S62
県営かんがい排水事業	守山南部	493.0	2,167,000	揚水機及び導水路 1カ所3台 L=640m 送水路 L=13,213m	滋賀県	S48 ~ H4
県営かんがい排水事業	野洲川下流	542.0 (2,209)	1,244,860	揚水機場建屋補修、 第1段揚水機場、第 2段揚水機場揚水機 設備・電気設備補 修、集中監視制御シ ステム更新、送水管 路設備補修	滋賀県	H5 ~ H10
県営かんがい排水事業	野洲川下流Ⅱ期	542.0 (2,209)	606,624	第1段揚水機場、第 2段揚水機場揚水機 設備・電気設備補 修、集中監視制御シ ステム更新、送水管 路設備補修	滋賀県	H7 ~ H11
県営かんがい排水事業	野洲川下流Ⅲ期	542.0 (2,209)	416,100	第1段揚水機場電気 設備更新、高木調整 池補修、送水管路設 備補修	滋賀県	H12 ~ H15
県営かんがい排水事業	野洲川沿岸Ⅱ期	130.0 (1,007)	2,513,000	幹線水路・支線水路 ・末端水路の改修 水管理システムの導 入	滋賀県	H13 ~ H27
県営かんがい排水事業	守山南部	471.0	1,024,595	水管理システム更新 1式	滋賀県	H15 ~ H20
団体営かんがい排水事業 (地域農業水利施設ストックマネジメント事業)	木浜	60.0	72,300	3号幹線用水路改修 L=1451m	木浜土地改良区	H20 ~ H22
県営かんがい排水事業 (基幹水利施設ストックマネジメント事業)	野洲川下流 揚水機場	542.0 (2,209)	182,306	第1段揚水機場、 第2段揚水機場設備 改修 1式	滋賀県	H21 ~ H23
県営かんがい排水事業 (基幹水利施設ストックマネジメント事業)	今浜	165.0	192,530	今浜第2号幹線排水 路改修 L=896.7m	滋賀県	H21 ~ H23
団体営かんがい排水事業 (地域農業水利施設ストックマネジメント事業)	木浜2期	44.0	25,744	2号幹線用水路改修 L=1,035m	木浜土地改良区	H24
団体営かんがい排水事業 (地域農業水利施設ストックマネジメント事業)	洲本町開発	54.3	59,425	用水路改 L=1,115m 揚水ポンプ改修1基	法竜川沿岸土地改 良区	H25 ~ H28
県営かんがい排水事業 (農業水利施設保全合理化事業)	野洲川下流2期	513.5 (2,079)	539,225	第1段揚水機場、 第2段揚水機場設備 改修 1式	滋賀県	H25 ~ H29

(注) 受益面積のうち()は他市を含む合計面積

(参考:平成29年3月守山農業振興地域整備計画書基礎資料)

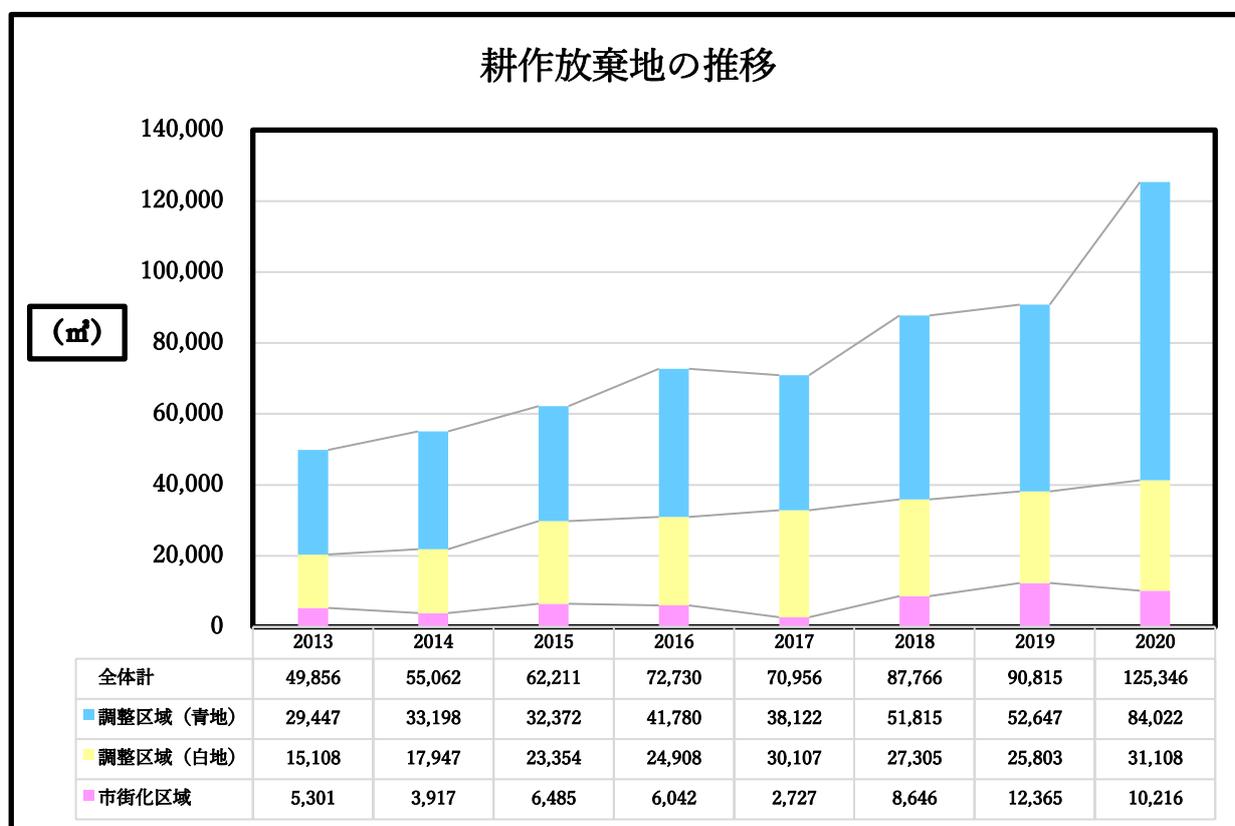
3) 耕作放棄地[※]

本市における耕作放棄地対策として、農業委員会をはじめ地域の農業組合が協力して、その発生防止や解消に取り組んでこられました。

しかし、耕作放棄地は年々増加傾向にあり、2020年は約35,000㎡(3.5ha)の耕作放棄地が新たに確認されました。

農業委員会の利用状況調査(農地パトロール)による増加の分析として、市街化調整区域[※]においては、集落の人口減少や高齢化による農業意欲の減退が主な要因であるとされています。

さらに、旧野洲川畑地帯(南流・北流・湖岸工区)についても、耕作放棄地が増大しており、新規参入希望者も散見されるものの、長年の遊休化により農地への復元に相当の労力が必要であることが、参入への障壁となっています。



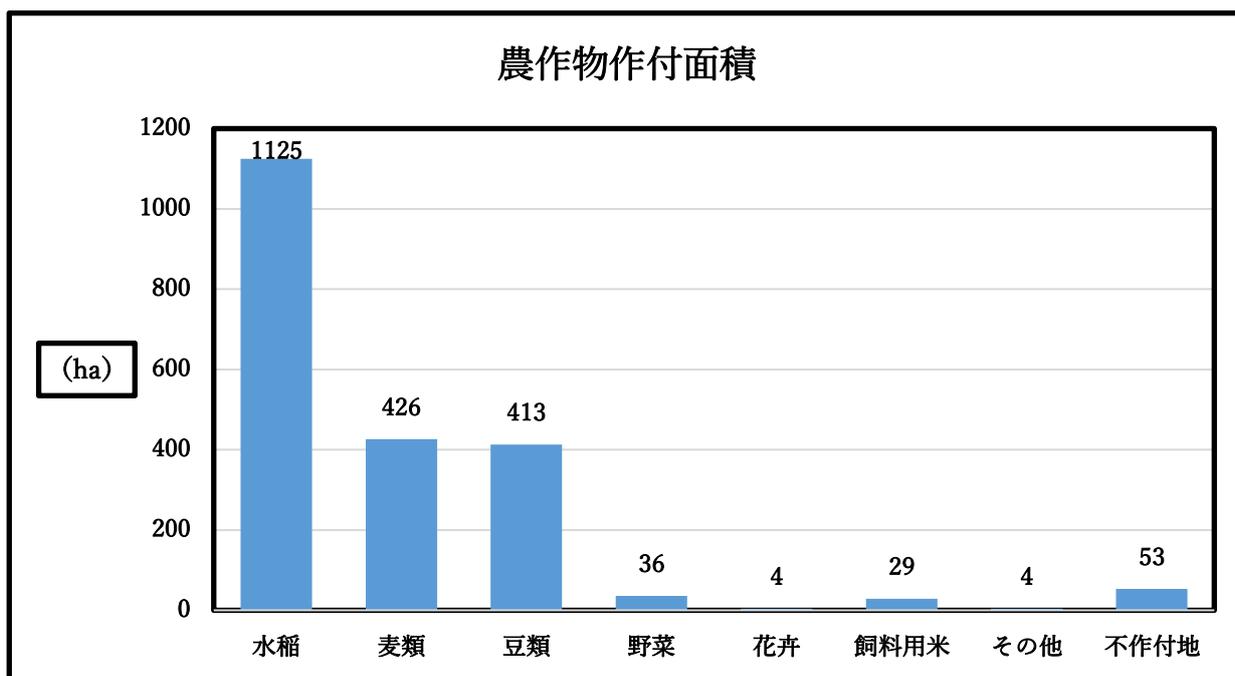
(守山市農業委員会農地利用状況調査結果より)

(3) 農業生産の現状

1) 水田における農作物作付面積（本市の農業者による作物の作付面積）

作物別作付面積をみると、水稲が 1,125ha（53.8%）で最も多く、次いで麦類が 426ha（20.4%）、豆類が 413ha（19.8%）、野菜が 36ha（1.7%）の順となっています。

団地化による生産調整の取組みにより、麦・大豆における輪作体系が構築され、小麦跡大豆の作付けが基本となっています。



（令和元年度守山市農業再生協議会資料より）

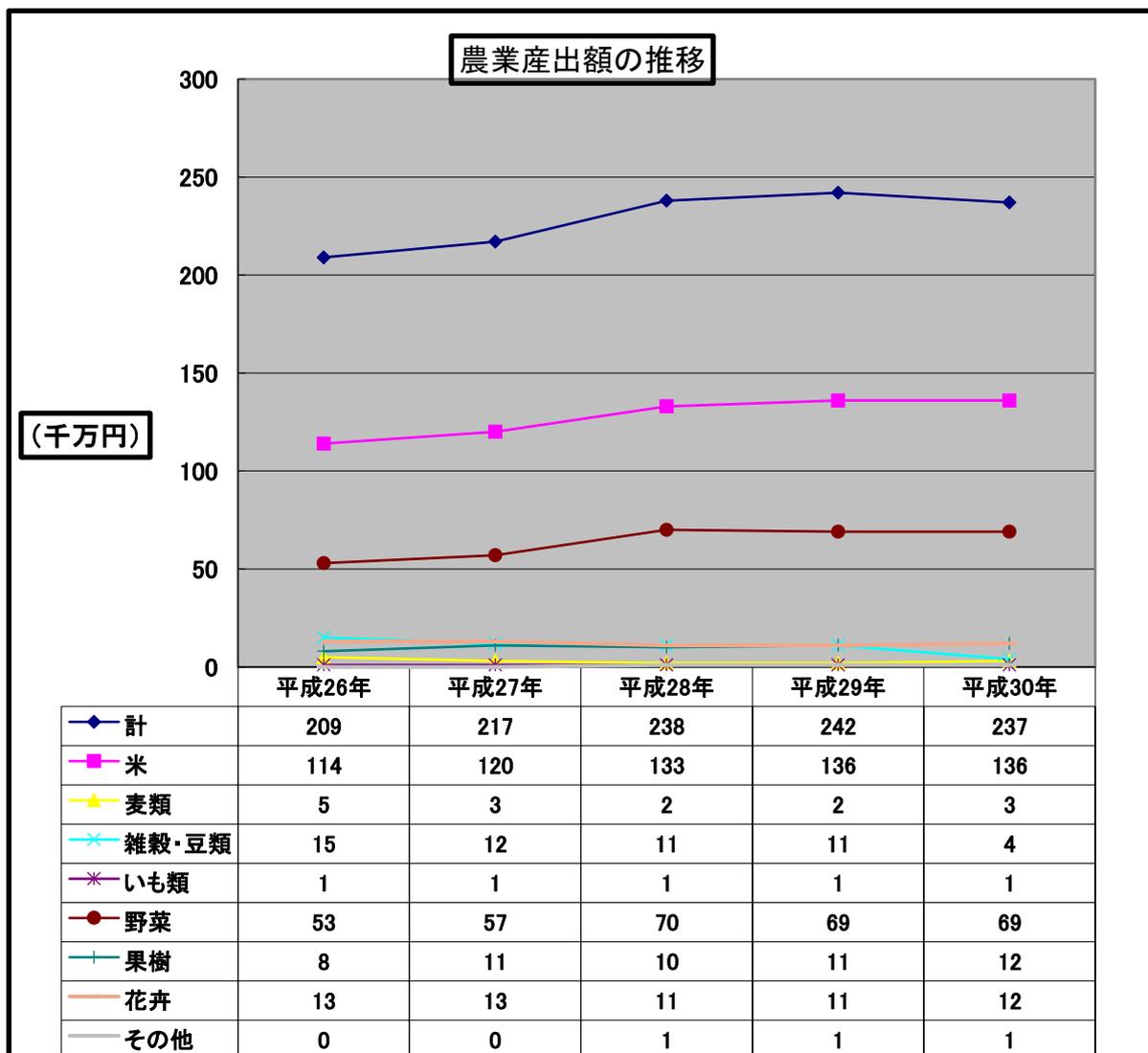
※年間を通して作付されている作物面積のため、守山市全体の面積と合致しない。

※守山市農業再生協議会資料は、耕作者ベースが基本であるため、守山市在住者が市外で作付した面積が加算され、市外からの入作者の面積はカウントされない。

2) 農業産出額

農業産出額は平成26年度から微増傾向で、特に米、野菜の増加が見受けられますが、近年横ばいとなっています。

平成29年の農業産出額の合計は242千万円で、最も多い品目は米、次いで野菜となっており、上位2位の品目で84.7%を占めています。



【農林水産省統計部「市町村別農業産出額」(推計)より】

※合計値は、端数調整から合計が一致しない場合があります。

3) 認定農業者※の推移

本市の認定農業者数は令和2年3月末現在で86経営体となっています。平成27年3月末現在と比較すると減少しています。

認定農業者数は、速野学区が一番多く、全体の32.5%を占めており、耕地面積では464.1haで総耕地面積1,930haの24.0%を占めています。認定農業者数全体では、経営耕地面積は1,165.1haで、総耕地面積の60.3%を占めています。

○平成27年3月末と令和2年3月末の認定農業者の比較

住所等所在学区	平成27年(2015年)3月末		令和2年(2020年)3月末	
	認定農業者数	耕地面積	認定農業者数	耕地面積
守山・吉身学区	2	2.7ha	3	1.0ha
小津学区	11	63.6ha	7	105.3ha
玉津学区	21	254.4ha	17	293.5ha
河西学区	9	81.7ha	13	87.4ha
速野学区	35	332.9ha	28	464.1ha
中洲学区	17	178.7ha	16	207.6ha
市外	0	0ha	2	6.2ha
計	95	914.0ha	86	1,165.1ha

(農政課調べ：令和2年3月末現在)

※耕地面積は各認定農業者が所有又は借入、作業受託されている農地面積で、かつ市内の農地のみを計上。

注) 総耕地面積は、令和元年度農林水産統計年報を用いている。

4) 環境こだわり農産物[※]の生産状況

本市は、滋賀県が農業の健全な発展と琵琶湖等の環境を保全することを目指して制定された環境こだわり農業推進条例に基づき展開されている「環境こだわり農産物」の認証制度を活用し、環境と調和のとれた農業生産の確保と安全・安心な農産物を消費者に提供するなどの取り組みを推進しています。

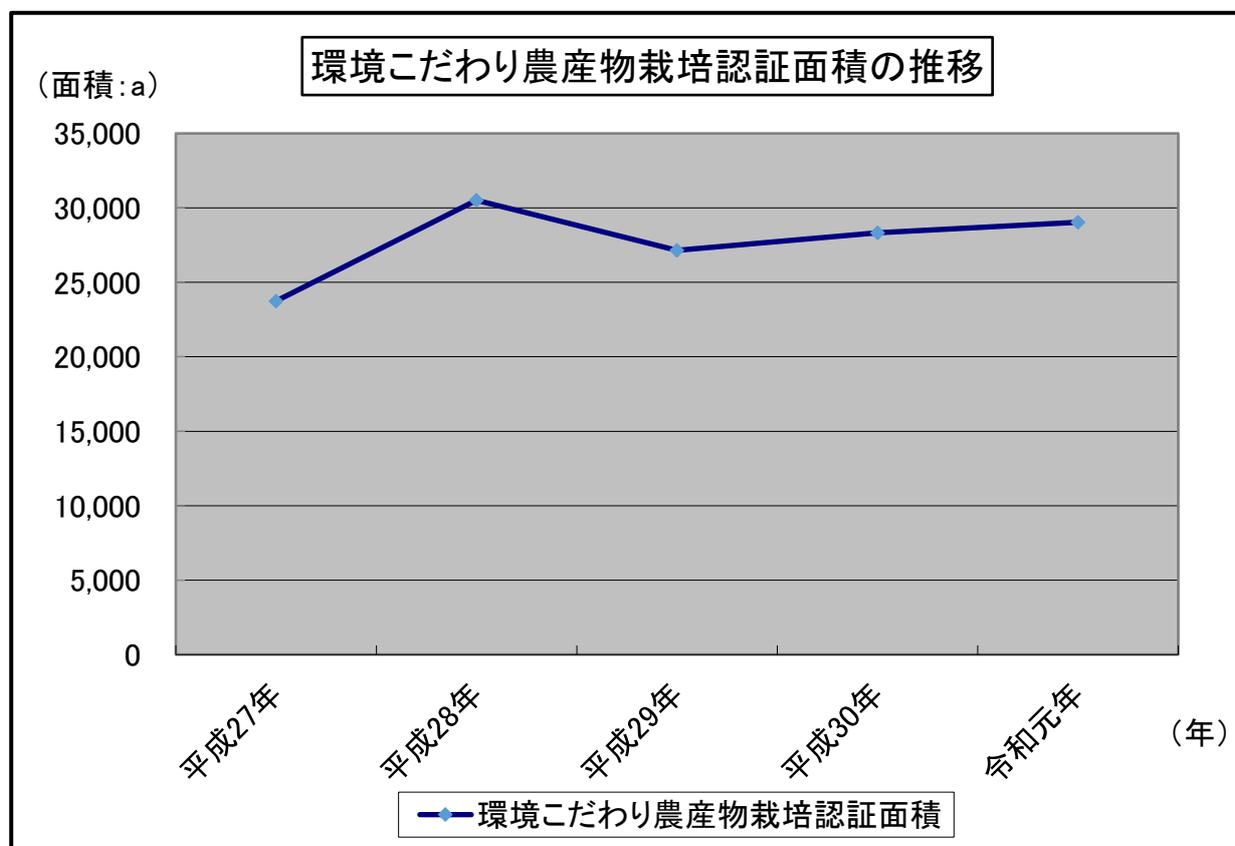
環境こだわり農産物の栽培面積は、平成 28 年から平成 29 年にかけて減少したものの、平成 30 年からは少しずつ増加してきています。

市内では、水稻をはじめ野菜・果樹など、様々な品目で環境こだわり農産物の取り組みが進んでいます。

○環境こだわり農産物栽培認証面積

(単位：a)

	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)
栽培面積	23,745	30,512	27,155	28,337	29,030



(農政課調べ)

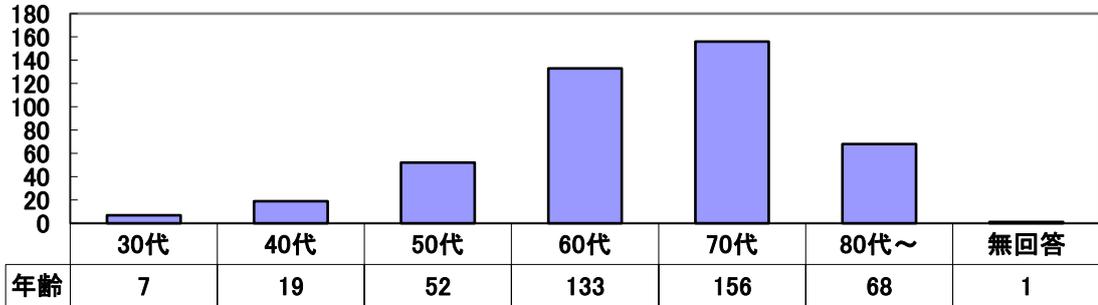
5) 地域農業の将来に関するアンケート調査の実施結果

<実施期間> 令和2年6月26日から令和2年7月10日まで

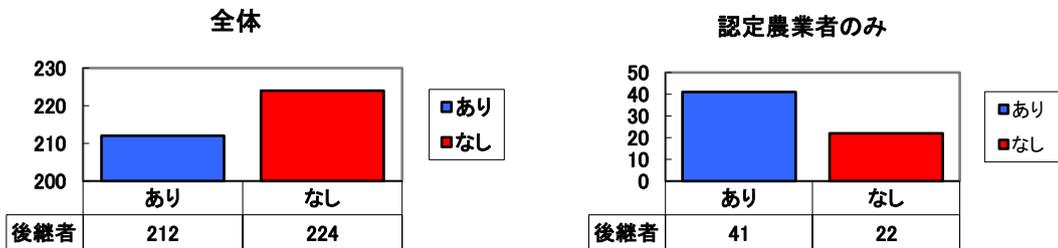
<対象者> 人・農地プラン*策定済の地域で、3,000㎡以上耕作されている方

<対象者数> 715件 <回答数> 434件(回答率60.7%)

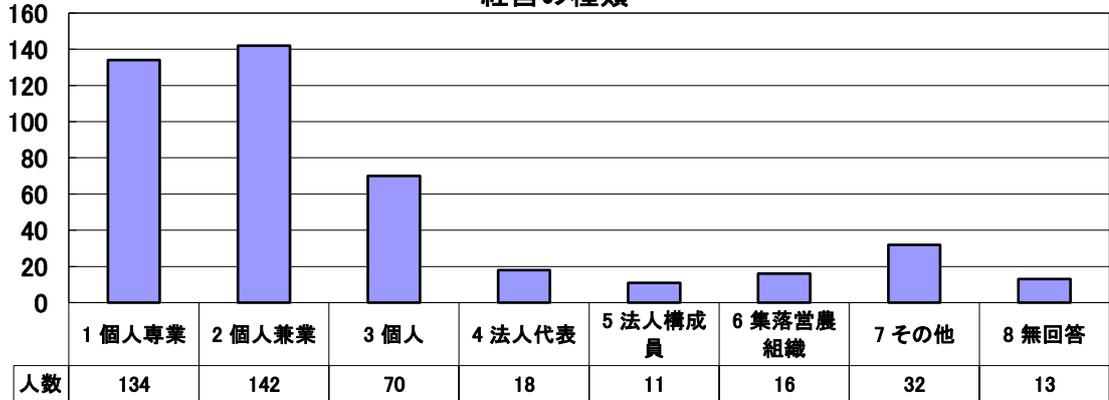
アンケート回答者年齢



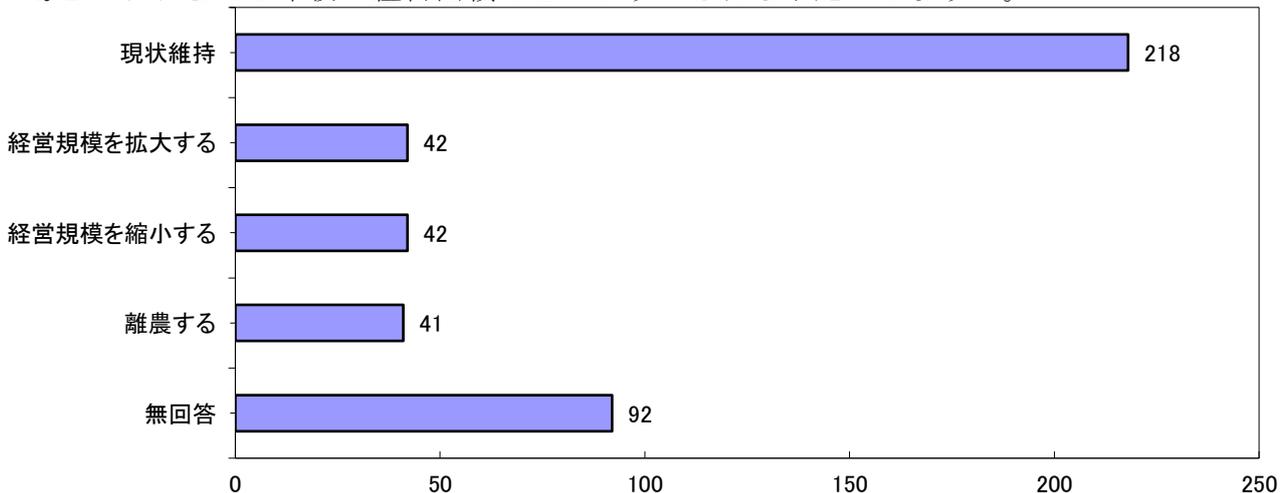
後継者の有無



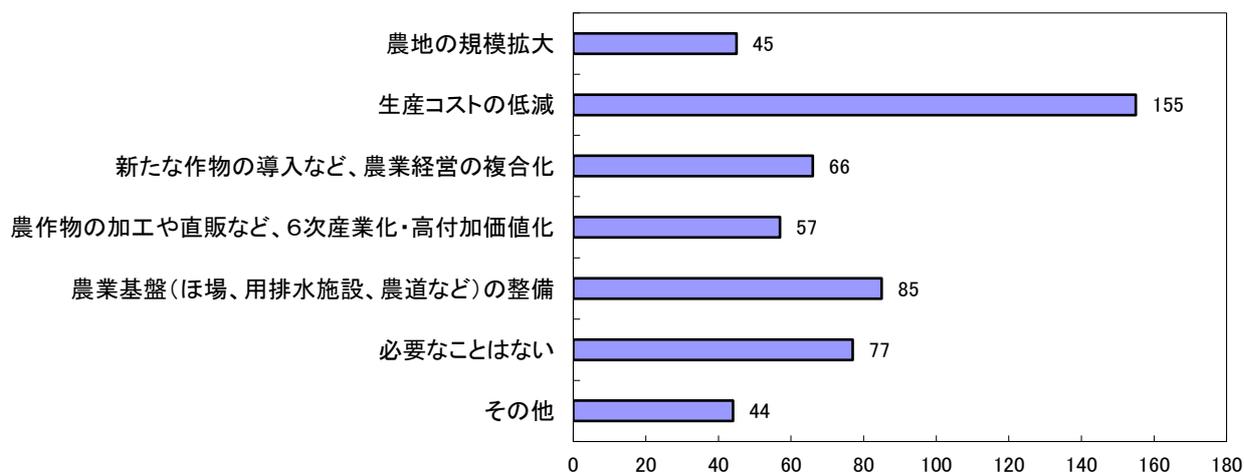
経営の種類



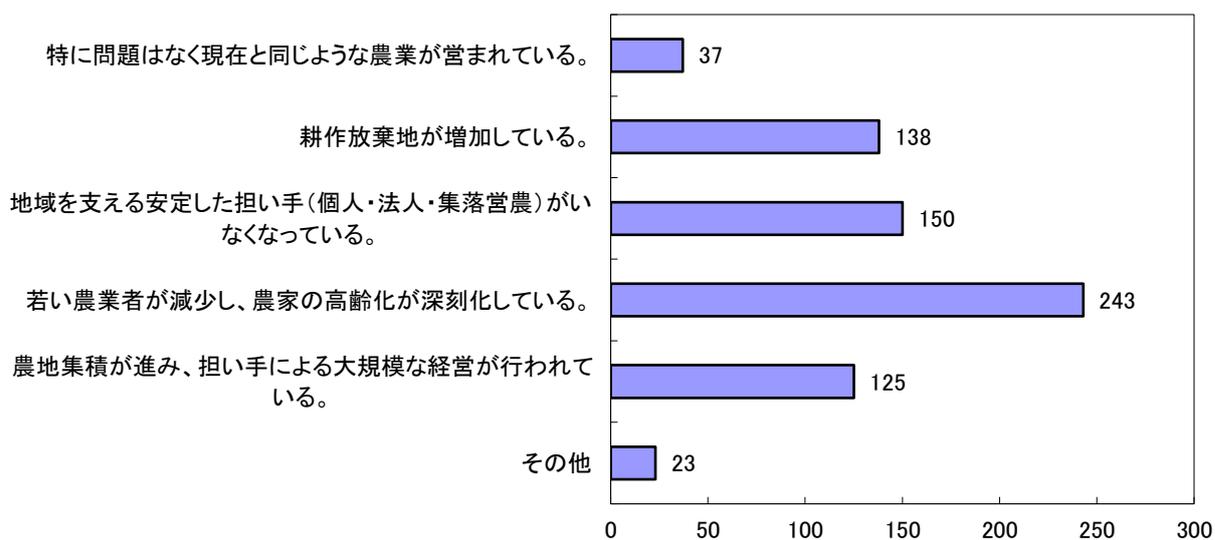
Q1 おおむね5年後の経営面積はどのようにされる予定でしょうか。



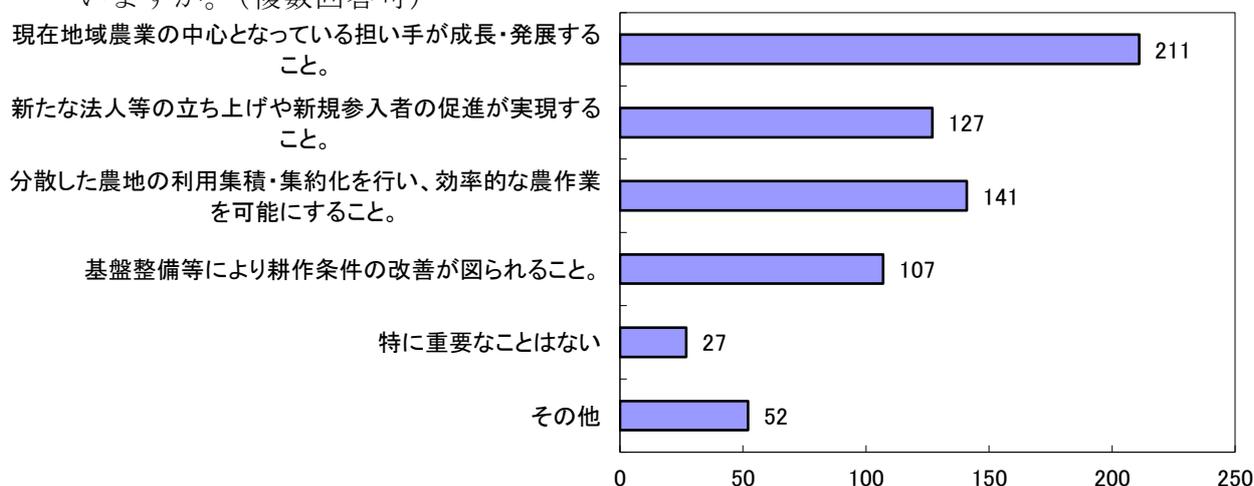
Q 2 今後のご自身の農業経営のために必要と考える取組みを教えてください。(複数選択可)



Q 3 あなたの集落の農地や農業者の状況は、10年後どのようになっていると思いますか。(複数回答可)



Q 4 あなたの集落の農業が、続いていくためには、今後どのようなことが重要だと思いますか。(複数回答可)



第2節 農業の課題

○農業者の高齢化、後継者不足等による担い手の育成・確保

「地域農業の将来に関するアンケート調査」の回答者の内、60歳以上の耕作者は8割を超え、農業者の高齢化が顕著になっており、後継者の有無についても約半数の方が後継者のいない状況です。

主な担い手となる認定農業者については、平成27年3月末の95経営体から令和2年3月末には86経営体となり、9経営体減少しています。

集落営農組織や農業法人*については、組合員や機械を扱うオペレーターの高齢化、さらには、農業法人における雇用の確保が難しい状況です。

このような中、今後の本市の農業の中心となる多様な担い手の育成と確保が重要な課題となっています。

○中小規模農家の持続化

大規模農家への農地の集積・集約により、離農者が増え農家数が減少しています。一方で、営農意欲ある中小規模農家が継続して農業に取り組める農業施策の研究も必要です。

○新規就農者*の育成・確保

農業者の減少や高齢化が進む中、新たに本市農業を生業として担っていただける、経営感覚に優れた意欲ある農業者の確保が必要です。

○耕作放棄地の解消

耕作放棄地が増加しており、発生防止・解消に向けた施策が必要です。

○更なる農地の集積と農地の分散解消に向けた集約化

担い手への農用地利用集積率は、72.1%（令和2年3月末）となっており、全国の集積率57.1%と比較すると本市は高い集積率となります。今後は、国の目標集積率80%を目指すとともに、分散している農地の集約化を進める必要があります。

○農業生産基盤の老朽化への対応

基盤整備事業によって整備された揚水機場、用排水路および農道等は整備後40年以上経過し、老朽化が進んでおり、揚水機の故障や漏水事故などの突発事故が多発しています。

これらの施設が故障すれば農業生産に多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、施設の管理者による施設の効率的かつ計画的な保全更新対策の推進が必要となります。

○産地(ブランド)の形成

特産品である「モリヤマメロン」やもりやまフルーツランドにおける「ナシ」、「ブドウ」等の生産農家の後継者不足が顕著であり、新規就農者の育成や新たな担い手となりうる農業法人の確保により、産地(ブランド)の活性化を図る必要があります。

○消費者ニーズ*に応える地域特性を活かした農産物の生産

安全で安心な農産物や地域で生産された旬の新鮮な農産物を求める消費者ニーズの高まりから、新鮮で安心できる農産物の安定供給や特産品・加工品の開発および販売体制を確立し、多様化する消費者ニーズに応えることが求められています。

○地産地消*の推進

より多くの市民に市内農産物が浸透するような取組みが必要となります。

学校給食への更なる市内農産物の導入を進めるとともに、令和3年9月からの中学校給食の開始に向けて、市内農産物の生産拡大に向けて取り組む必要があります。

○更なる環境に優しい農業の推進(農業濁水防止等)

本市は、琵琶湖に面しており、琵琶湖や河川等の環境を保全するためにも、水田から発生する負荷を減らし、農業濁水流出防止に向けて一層取り組む必要があります。

稲わらや麦わらの無秩序な野焼きは、延焼や煙による周辺民家への影響が問題となっています。また、農業用廃ビニールの処理については、処理費用が高騰し、農家負担が増えています。

このような中、更なる環境に優しい農業の推進が求められています。

○自然災害への対応(台風・ゲリラ豪雨等)

近年、全国的に大規模災害が頻発する中で、本市においても平成29年および平成30年の台風により、パイプハウスの倒壊等の農業被害が発生しました。

今後も異常気象による自然災害の発生が想定されることから、被害を最小限に留めるための減災対策が必要になります。また、被害規模によっては、被災後の早期営農の再開に向けた緊急的な支援策を講じる必要があります。

○新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症とそれに伴う経済環境の悪化により、国内の農林水産業・食品産業は、深刻な需要減少や人手不足等の課題に直面する中、本市においても農産物生産者の売上減少など農業経営に影響が及びました。

このため、農産物の消費拡大を図るとともに、農業経営の継続に向けた支援策を講じる必要があります。

第3章 農業の将来像

第1節 本市農業の目指すべき姿

多様な担い手を確保する中、農地の保全、集積・集約化を図り、地域資源を活用した農産物のブランド化*および地産地消を推進するとともに、大規模消費地である都市（京阪神）近郊の利点を活かした農産物の供給を行うなど、農業が魅力ある産業となることを目指します。

今後、本市の農業が持続的に発展し、安全・安心な農産物を安定的に生産・供給できるよう、多様な担い手の確保、農地の集積・集約化を図るとともに、意欲のある新規就農者の確保・育成に努めます。

また、各地域に存する豊富な地域資源を活用した農産物のブランド力の向上を図るとともに、環境にやさしい農業の実践等による減農薬・減化学肥料など、高付加価値農産物の生産を推進します。直売所への出荷拡大、学校給食への地場産農産物の供給など、地産地消を進める一方、大規模消費地近郊に位置しているという利点を活かし、新たな販路の確保・拡大を図ります。

さらに、地域の農業集落機能の維持・活性化のための住民参加型の集落運営や市民農園*の開設などによる都市住民との交流拡大により、地域農業の活性化を推進します。

こうした取り組みにより、本市の基幹産業として競争力をもった魅力ある農業を構築し、農業が魅力的な産業となることを将来の目指すべき姿として定め、活力ある地域農業の形成に向けて、一体的、総合的な施策の展開を図ります。

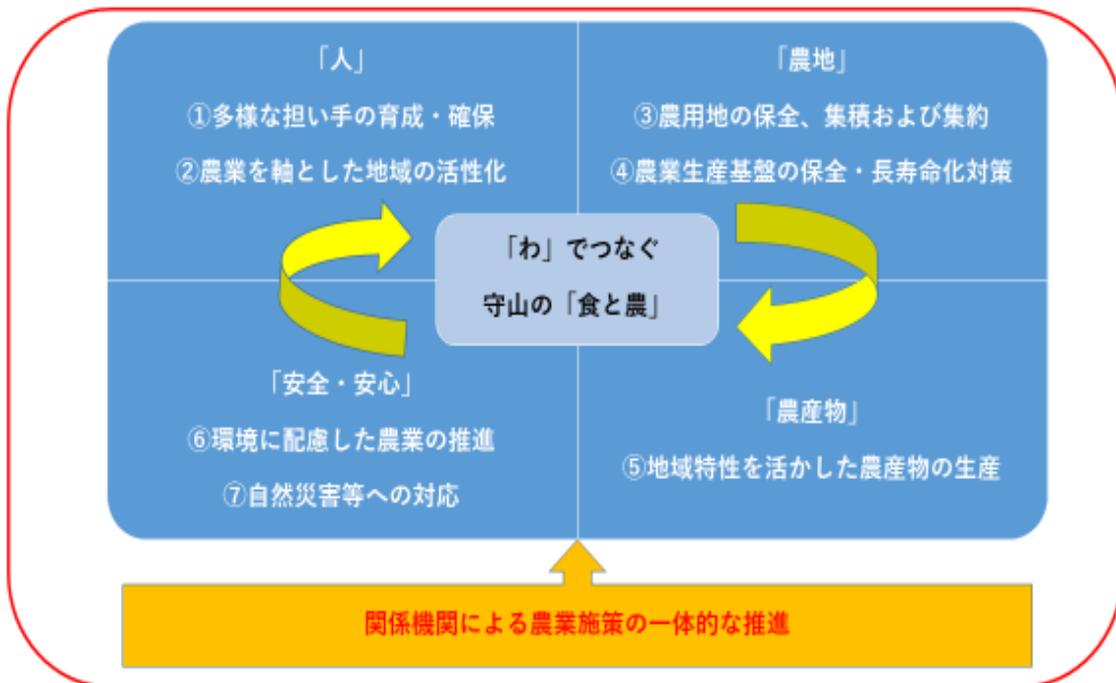
第2節 基本方針（農業振興の柱）

本市農業の課題解決に向け取り組むとともに、本市農業の目指すべき姿を達成するため、次の7つを農業振興の柱とし、農業施策を展開していきます。

- 基本方針1 多様な担い手の育成・確保
- 基本方針2 農業を軸とした地域の活性化
- 基本方針3 農用地の保全、集積および集約
- 基本方針4 農業生産基盤の保全・長寿命化対策
- 基本方針5 地域特性を活かした農産物の生産
- 基本方針6 環境に配慮した農業の推進
- 基本方針7 自然災害等への対応

7つの基本方針については、「人」「農地」「安全・安心」「農産物」に区分する中で、基本理念である“「わ」でつなぐ 守山の「食と農」”として、各基本方針がつながり循環するものとしています。

守山市地域農業振興計画（マスタープラン） 基本理念



第3節 基本方針と成果目標

基本方針1 多様な担い手の育成・確保

本市農業の持続発展のためには、継続的な農業従事者の確保・育成が不可欠です。このため、意欲のある新規就農者の確保および認定農業者等の育成・支援を行うとともに農業法人の安定経営のための支援を行います。さらに、女性農業者が積極的に地域農業に参画できるよう農業委員会が主体となり、家族経営協定[※]の締結を進めてまいります。

営農意欲のある中小規模農家についても経営継続に向けた支援を行います。

また、農業経営の基盤となる労働力の確保やスマート農業[※]の推進を図ります。

【成果目標】

指 標	現況（令和元年度末）	目標（令和7年度）
新規就農者数（直近、5年間）	6人	9人
認定農業者数	86件	105件
内、女性認定農業者数	6件	9件
農業法人数	19法人	25法人

基本方針2 農業を軸とした地域の活性化

余暇活動の多様化に伴い、都市住民からは自然豊かな農村でのレクリエーション活動や農業体験などの「ゆとり」と「やすらぎ」が求められ、さらには、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、「都市部」から「地方」への関心が高まっています。

本市の立地は、京阪神の都市部に近い都市近郊型であることから、都市住民と地域住民を結ぶ機会の創出や農業体験等を通じた交流の促進や農業と他産業との連携を図りやすくし、農業に関心を持たれている関係人口[※]を確保することで、地域農業の活性化に取り組めます。

【成果目標】

指 標	現況（令和元年度末）	目標（令和7年度）
市民農園の開設数	13農園	16農園

基本方針 3 農用地の保全、集積および集約

農業生産活動の継続には、その基盤である農用地の維持が重要であり、農村地域の秩序ある土地利用と効率的な農用地の利用が肝要です。このため大規模経営が可能な優良農用地の集積・集約を進め、耕作放棄地の解消を行うとともに、良好な土地利用環境を形成します。

また、農業振興地域農用地の無秩序な農地の改廃を防止し、優良農地の保全に努めてまいります。このことにより水源のかん養機能^{*}、国土・自然環境の保全など、農地が持つ多面的機能の発揮にも寄与すると考えます。

担い手への農地の集積・集約については、地域で作成する「人・農地プラン」の話し合いの中で検討いただく等、担い手の生産性の向上と経営の高効率化による安定的な農業経営を図るため、農地中間管理事業^{*}の活用を推進します。

【成果目標】

指 標	現況（令和元年度末）	目標（令和7年度）
農業振興地域農用地面積	1,726ha	1,726ha
担い手 [*] の農地利用集積面積	1,392ha	1,544ha
人・農地プランの更新数	0プラン	10プラン

基本方針 4 農業生産基盤の保全・長寿命化対策

農業を取り巻く厳しい経営環境の中、将来にわたり安定した農業の継続のためには、農業に取り組みやすい環境を整える必要があります。

このため農業用施設の老朽化に伴う改修・修繕等が必要な水路や揚水機場、農道等の生産基盤施設の整備に対し、支援の拡充を検討してまいります。

また、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策^{*}による地域ぐるみでの農地維持や農業用排水路の補修など、農村の豊かな自然環境を守る共同活動を推進します。

さらには、土地改良施設の長寿命化が図れるよう、計画的な保全管理に向けた支援を推進します。

【成果目標】

指 標	現況（令和元年度末）	目標（令和7年度）
事業管理計画の策定数	—	5組織
世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に取り組む集落数	21地域	22地域

基本方針5 地域特性を活かした農産物の生産

本市の営農体系は、水稲および小麦・大豆栽培による土地利用型農業^{*}の推進、温暖な気候を活かした露地野菜栽培、野菜および花卉を栽培する施設型農業から成り立っています。主要農産物である水稲および二毛作の小麦や大豆について、マーケットイン^{*}の視点から「売れる」＝「消費者が求める」農産物づくりを推進します。

「モリヤマメロン」の生産者の確保、「もりやまフルーツランド」の活性化等、本市の特産品である農産物の生産を振興するとともに、産地（ブランド）の形成を推進します。

また、環境こだわり農産物や有機農産物^{*}の栽培等を推進するとともに、消費者から信頼される高付加価値農産物の生産を推進します。

さらに本市農産物の消費拡大に向けて、「ファーマーズマーケットおうみんち」等への出荷や学校給食での活用を促し、地産地消の取組みを推進します。

【成果目標】

指 標	現況（令和元年度末）	目標（令和7年度）
市内農産物などを意識して購入される人の割合	32.9%	45%

基本方針6 環境に配慮した農業の推進

農業生産の場においては、安全で安心できる農産物の生産と環境に配慮した農業生産活動が求められています。

このため、近年、食品の安全確保、環境の保全、労働安全の確保のため国際的に取り組むを進めているGAP（農業生産工程管理）^{*}を推進し、農産物の適正管理の改善や消費者等からの信頼確保に向けた取り組みを進めてまいります。

さらには、環境こだわり農産物の作付けを推進し、環境負荷の低減を図り、消費者に安全・安心な農産物を提供できるよう、自然と人にやさしい環境保全型農業を推進します。

また、農業濁水軽減対策に取り組むとともに、稲わら・麦わらの焼却が無秩序に行われることがないよう農業者への啓発を推進してまいります。

【成果目標】

指 標	現況（令和元年度末）	目標（令和7年度）
環境こだわり農産物栽培認証面積	290.3ha	310.0ha

第4節 効率的かつ安定的な農業経営の基本指標

意欲ある農業者が、自信と希望を持って農業に取り組むことができるように農業施策を集中的に実施し、魅力とやりがいを持てる将来の農業経営の目標を例示し、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、指標を定めます。

具体的な経営指標については、県の農業経営基盤の強化に関する基本的な方針に準じて、効率的かつ安定的な農業経営体が他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり概ね2,000時間）の水準を達成しつつ、地域他産業従事者並みの所得に相当する農業所得（主たる従事者1人当たり概ね500万円、1経営体2人[経営主・配偶者]労働として、1世帯当たり概ね700万円）を確保できるものとし、個別経営体と、組織経営体毎の指標を示すとともに、これらの経営体が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指します。

○組織経営体

（複数の個人または世帯が共同で農業を営む、またはこれと併せて農作業を行う経営体）

営農類型		経営規模
水田作	土地利用型経営 （主たる従事者2人）	水田 60ha程度 （水稲・麦・大豆）
	集落協業*経営	水田 30ha程度（水稲・麦・大豆）

○個別経営体

（個人または1世帯によって農業が営まれている経営体）

営農類型		経営規模
水田作	土地利用型経営	水田 27ha程度（水稲・麦・大豆）
野菜	露地野菜 水田複合経営	水田 12ha程度 （水稲+麦+野菜）
	施設野菜専作*経営	ビニールパイプハウス 2,500㎡程度（メロン+軟弱野菜）
		ビニールパイプハウス 5,000㎡程度（小松菜など）
花卉	花卉専作経営	施設 3,000㎡程度（バラ）
果樹	果樹専作経営	樹園地 1ha程度（ナシ、ブドウ）

*土地利用型において、一戸一法人の場合は個別経営体として取り扱う。

第5節 施策の体系

基本方針（農業振興の7つの柱）

施策

人

①多様な担い手の育成・確保

担い手の育成（農業経営安定）
労働力（人材）の確保・育成

②農業を軸とした地域の活性化

交流の促進
農業と他産業との連携
関係人口の創出

農地

③農用地の保全、集積および集約

優良農地の保全と耕作放棄地の解消
担い手への農地集積・集約化

④農業生産基盤の保全・長寿命化対策

農業生産基盤施設の保全・長寿命化対策

農産物

⑤地域の特性を活かした農産物の生産

産地（ブランド）の形成
高付加価値農産物の生産等
地産地消の推進

安全・安心

⑥環境に配慮した農業の推進

環境保全型農業の推進

⑦自然災害等への対応

自然災害等への対応
新型コロナウイルス感染症拡大の影響等への対応

第4章 基本方針と施策の展開

基本方針1 多様な担い手の育成・確保

(1) 担い手の育成（農業経営安定）

◇現況と課題

本市農業の持続的な発展のためには、経営感覚に優れた経営体の育成が必要となります。更なる経営の安定化を図るため、個人経営や集落営農組織の法人化を進める必要があります。さらには、女性農業者による地域農業への参加が少ないことから、より一層の男女共同参画の拡大も必要となっています。

また、各地域の担い手である集落営農組織および農業法人ならびに認定農業者の相互において農業振興の連携を必要とすることから、そのネットワークや情報交換の場が必要となっています。

◇施策の展開

1) 認定農業者や新規就農者の育成

- ・国の補助制度等を活用する中、高性能機械^{*}整備をはじめ、高効率化や省力化を図る構造改善に必要な施設整備を支援し、効率的かつ安定的な農業経営に取り組む担い手を育成します。
- ・新規就農者の営農継続を図るため、初期の設備投資に必要な資金（融資）など助成制度の紹介や農作物栽培の技術指導や研修会の開催、営農相談などを関係機関と連携し開催します。
- ・認定新規就農者の計画期間終了時については、認定農業者へのアプローチを進め認定に係る支援を行います。

2) 個人経営や集落営農組織の法人化の促進

安定した農業経営が可能となるよう個人や集落営農組織の法人化を促進し、地域の担い手として自立・確立するとともに、雇用の安定と次世代の育成を推進します。

3) 複合経営^{*}の促進

水稻と転作作物としての加工用米や飼料用米の取組みのほか、畑地栽培の野菜等の作付けを組み合わせた収益性の高い複合経営への転換を促進します。

4) 家族経営協定の促進

農業委員会が推進する家族間の農業経営に係るルールや取り決めを文書で交わす「家族経営協定」の締結を促進し、男女が共に働く環境の構築を進めるとともに、女性農業者の積極的な地域農業への参画・協力を推進します。

5) 担い手のバックアップ体制等の整備

- ・担い手の農業経営を支援するため、情報のネットワーク化、情報交換できる場の創設や担い手のバックアップ体制の整備を進めます。
- ・担い手の経営を農業後継者に継承し発展させる取組みを国とともに支援します。

(2) 労働力（人材）の確保

◇現況と課題

農業従事者の高齢化や担い手不足に伴い、新規就農者の確保、農業法人における人材の確保等が必要となっています。安定した経営と事業運営のためには、農業経験があり通年で従事できる人材の確保が必要となっています。また、小規模農家が意欲的に農業に取り組める環境づくりも必要となっています。

このことから、農地の保全や集落機能の維持・弱体化の防止、農業の活性化を図るためにも、労働力の確保は重要な課題となっています。

◇施策の展開

1) 新規就農者等の確保

就農フェアの参加や県内研修先企業・農業大学校に対しPR活動を行うことで、就農意欲のある新規就農者の積極的な確保に努めます。

2) 農業法人等への就農者の定着

- ・農業法人や認定農業者の経営安定のため、雇用に係る支援を行います。
- ・帰農者^{*}等農業経験のある人や離農しているが就農意欲のある人、また、農業者だけでなく地域住民を雇用するなど地域ぐるみの農業生産活動を推進し、オペレーターなどの労働力の確保に努めます。

3) 農福連携の推進

障がいのある人をはじめ、高齢者や生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の農業分野での活動を通して、障がいのある人等の新たな活動の場や生きがい創出され、共生社会の実現に寄与できるとともに、農業経営の発展においても期待できる「農福連携」を推進します。

4) 中小規模農家の農業継続支援

中小規模農家に対し、営農技術指導や経営指導等を関係機関と連携し、農業経営の継続および農業所得の向上につながるよう支援に努めます。

5) スマート農業の推進

- ・国は日本農業の様々な課題（農業者の減少による労働力不足や新規就農者の技術習熟度の低さなど）解決のツールとして、スマート農業の実証や普及に向けた取り組みが進められています。代表例として自動運転農機、農業用ロボットおよび農業用ドローンなどがあり、農作業の効率化や労働力の確保のほか、収益向上、付加価値向上および農業者の働き方改革にもつながるものとされています。本市においては、国や県によるスマート農業技術の実証結果などを踏まえる中、情報収集を行い、スマート農業の普及・促進に努めます。
- ・農業分野におけるデジタル技術（データ駆動型の農業経営・補助金のオンライン申請等）についても、本市農業に活用・推進するため、今後も国の動向を注視していきます。

基本方針 2 農業を軸とした地域の活性化

(1) 交流の促進

◇現況と課題

余暇活動の多様化に伴い、自然豊かな農村でのレクリエーション活動や土に触れる農作業体験などの農村空間に対する「ゆとり」や「やすらぎ」を求められており、農村部における地域農産物の直売や農作業体験を通じた交流活動の促進が必要となっています。また、地域資源を活用し、都市農村交流を促進し、農業の活性化、「輪」のつながりを強化していくことにより、地域活性化につなげていくことも必要となっています。

◇施策の展開

1) 市民農園の開設

- ・農家以外の市民が農作業を通じて自然に親しみ、農業への理解を深めてもらえるよう市民農園の開設を促進します。
- ・高齢化社会が進む中、本市で高齢者が安心して末永く生きがいをもって、生き生きと活動できる場として、市民農園の創出を支援します。

2) 各種農業団体のイベント（農業体験等）への参加促進

- ・地域では、JAをはじめとした農業団体が、様々なイベントを展開されています。人と人が交流できる場であることから、イベントへの積極的な参加を促し、自然界の営みや食と農に関わり、農業・農村が担う多面的機能、消費者ニーズや農業問題等について相互に理解を深める取り組みの推進に努めます。
- ・水稻栽培時において本市が取り組むニゴロブナの稚魚を水田に放流し、育てる「ゆりかご水田事業^{*}」を推進し、子どもたちと農業者との交流に努めます。

3) 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の推進（多面的機能支払交付金^{*}）

農村の持つ景観、豊かな生態系などを次世代に守り伝えていくため、子どもから老人まで、また農家だけでなく地域の住民も参加できるような活動を展開することで、集落の活性化と住民間の交流の促進に取り組みます。

(2) 農業と他産業との連携

◇現況と課題

市内には、「ファーマーズマーケットおうみんち」や市民農園などの農業関連施設があり、観光関連施設と連携が図れる農業関連施設は、直売所施設、市民農園、体験農場などが挙げられますが、異業種間の横断的な連携がなされていない状況にあります。これらの農業関連施設や観光関連施設、各種企業と連携を図り、市独自の特産品等を作り上げる可能性も模索する必要があります。

◇施策の展開

農商工連携および福祉・医療との連携

農産物やその他の資源を利活用し、食品産業をはじめとする様々な産業と連携し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスの展開を図りながら、地域産業全体の活性化につなげていけるよう、関係機関・団体と連携し推進します。

また、福祉・医療との連携により、障がいのある人の就労訓練・雇用のための事業や、農産物の持つ機能性や健康面での効用の活用など効果的な施策を推進します。

(3) 関係人口の創出

◇現況と課題

わが国では、少子高齢化がますます進み、人口も減少に向かっています。特に農村地域ではその傾向が顕著になっており、若者や子どもが少ないために、農村の伝統的な祭りなどの継承が困難になってきている状況が見られます。そのため、農村の人口減少を食い止め、維持していくために、地域の後継者だけでなく、地域外からも新たに人が移住などできるような施策が必要です。

◇施策の展開

1) 農業現場を支える多様な人材の確保

農業体験やふるさと納税等の様々なきっかけを通じて、本市農業に関心や関わりを持っていただいた方が、関心や関わりを段階的に深め、地域活動への参画や援農・就農等につなげていくための仕組みづくりを検討します。

2) 農村定住者の確保

都市計画法による市街化調整区域における地区計画制度[※]の活用や、農村集落の周辺の入り組んだ農地や農業生産に非効率な農地など、農業振興地域内農地の地域コミュニティの活性化に繋がる活用については、地域の意見を踏まえ、有効な方策を研究し、一定の条件が整った場合については、農地の利活用に向けて引き続き検討してまいります。

また、現存する空き家の利活用については、移住希望者等とのマッチングを含め、関係機関と連携し、検討してまいります。

3) 地域農業を牽引するリーダーの育成・確保

地域農業を支えるリーダーや人材を中長期的な視点から育成するため、地域が直面する課題や地域活性化に資する研修会等への参加を促進します。

基本方針3 農用地の保全、集積および集約

(1) 優良農地の保全と耕作放棄地の解消

◇現況と課題

農業従事者の高齢化や担い手の不足などにより、未整備農地にとどまらず整備された優良農地も耕作放棄地となる恐れがあり、今後拡大していくことが危惧されます。耕作放棄地の拡大は、農業生産基盤の喪失のみでなく、食料自給率の低下、国土の保全機能や農業・農村の持つ多面的機能の低下など地域の環境に大きな影響を与えます。

本市の財産である農地を守り、農業の活性化を図るためにも、耕作放棄地の発生防止・解消に取り組む必要があります、関係者が連携し一体となって取り組むことが重要です。

また、市街化区域^{*}内農地については、計画的な開発が進む一方、景観、環境、教育、防災等の農地の多面的な役割が着目されるなか、市街化区域農地の保全の方向性については、都市農業振興基本法^{*}および基本計画に基づく都市農業の位置づけを基本として「ホテルが舞う環境を保全するための環境保全型農地」、「体験農業の場や市民農園のための体験型農地」や「伝統文化に必要な作物を生産するための伝統文化保全型農地」など、地域の需要に応じた都市農地の保全・活用を行い、将来にわたって良好な景観の形成など多様な機能を有する田園が継承されるため、適切な保全に向けての対応が必要であります。

◇施策の展開

1) 農業振興地域整備計画に基づく農地の保全

市内にある基盤整備済みの優良農地については、農業の規模拡大や営農活動の効率化の為に、今後も農業振興地域整備計画に基づいて保全を図ります。

2) 耕作放棄地の発生防止・解消

- ・農業委員会と連携し、不耕作となっている農地の借受者へのヒアリング実施等、耕作放棄地の発生防止に努めて参ります。
- ・旧野洲川畑地帯（南流工区・北流工区・湖岸工区）等においては耕作放棄地が増加しているため、新たな借受希望者による耕作放棄地の解消に向けた取り組みに対し、支援を行います。
- ・耕作放棄地の存在する集落内に規模拡大に意欲的な農家が存在し、農地の出し手と受け手の間で利用権設定^{*}の調整が可能な場合は、人・農地プランや農地中間管理事業の活用により積極的に農地の集積を推進します。集落内で調整が図れない場合は、認定農業者や農業法人などの担い手へ農地の集積を図ります。

3) 市街化区域農地の保全活用

- ・国および県の動向を注視し、市街化区域内農地（都市農地）の有効な保全に取り組みます。
- ・市街化区域内農地については、農業の安定的な継続と適切な保全・活用を進め、地域の活性や市域の発展に寄与し、地域の交流が見込まれる農地の活用について、引き続き取り組みます。
- ・伝統文化の継承や農業体験学習田など、地域の需要に応じた都市農地の保全・活用に努めます。

(2) 担い手への農地集積・集約化

◇現況と課題

効率的な農業経営を行うためには、農地の流動化を図り経営規模の拡大を促進することが必要です。特に大規模な土地利用型農業に取り組むには、分散した農地は作業効率の低下を招くため、安定した農業経営のためには農地の面的集積が必要となります。そのため、農地の出し手と受け手にかかる情報を一元的に把握する必要があります。

◇施策の展開

1) 農地中間管理事業の活用

- ・農業の大規模化、効率化を図るため、特に農振区域内の優良農地については、転用規制の厳格化に伴い維持・保全を行う必要があることから、認定農業者等のさらなる規模拡大を推進します。
- ・農業者の経営安定を図るため、長期にわたり農地の貸借が可能な農地中間管理事業を活用し、更なる農地の集積・集約化を推進します。

2) 人・農地プランの実質化[※]の推進

将来の地域農業を地域で話し合う「人・農地プランの実質化」に向けて、人・農地プランに位置づけられた中心経営体をはじめ、地域の農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員等が一堂に会し、後継者の有無、農地の出し手・受け手および中心経営体への農地集積、集約など、地域における農業の将来の在り方について話し合い、中心経営体が効率的かつ安定的な農業経営が図れるとともに地域農業が発展するよう「人・農地プランの実質化」を推進します。

また、新たに「人・農地プラン」の作成が必要となる地域や集落に対して、作成に向けた働きかけを行うとともに、作成支援に取り組みます。

基本方針 4 農業生産基盤の保全・長寿命化対策

農業生産基盤施設の保全・長寿命化対策

◇現況と課題

基盤整備事業によって整備された揚水施設、用排水路および農道等は、整備後 40 年以上が経過し、老朽化が進み、揚水機の故障や漏水事故などが多発しています。これらの施設が故障すれば農業生産に多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、施設の管理者による施設の効率的かつ計画的な保全更新対策の推進が必要となります。

また、農業水利施設の多くは土地改良区が維持管理していますが、土地持ち非農家の増加に伴う農業意識の低下や農業従事者の高齢化、農産物価格の低迷による農家所得の減少など社会経済情勢の変化により、管理体制は脆弱化しつつあるため、多様な主体の参画による安定的な管理体制を構築していく必要があります。

さらには、近年においては、気候変動が指摘される中、集中豪雨等の発生頻度の増加等に配慮した整備に対する住民意識の高まりなど、防災面を含む多面的機能の発揮に関する状況にも変化が生じてきており、十分状況に配慮した管理体制整備を図ることが重要となってきています。

◇施策の展開

1) 土地改良施設の長寿命化、計画的な保全管理

土地改良施設の効率的かつ計画的な保全更新対策を推進し、農業の生産基盤の長寿命化を図ることで、施設を管理する土地改良区や農業組合等の施設の維持管理に係る負担を軽減し、農業の持続的な発展を支援します。

また、農業水利施設については、県とともにアセットマネジメント※を推進し、次世代に健全な状態で引き継げるよう計画的な更新を支援します。

2) 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の推進

地域ぐるみの共同活動を通じて、農村の保全を図る質の高い取り組みや地域住民などの多様な主体との連携を一層促進し、農村の地域力の強化を高めることで、集落によって行われる農道や水路の簡易な補修や更新を支援します。維持管理体制については、地域住民等の多様な主体の参画による安定的な体制の整備・強化を図り、農業施設の有する多面的機能が発揮できるよう支援していきます。

3) 農業生産基盤整備事業の更なる支援

「守山市農業生産基盤整備事業」および「守山市野洲川畑地帯生産基盤整備事業」により、農業組合や土地改良区が行う農業生産基盤施設の改良等については、計画的な整備と更新に努め、より効果的な事業実施となるよう更なる支援を行ってまいります。

基本方針5 地域特性を活かした農産物の生産

(1) 産地（ブランド）の形成

◇現況と課題

近年、米・野菜などの農産物の生産環境は、産地間競争の激化や輸入野菜の増加などにより、厳しい状況にあります。一方、消費者や市場から支持を得た農産物は、産地化またはブランド化していく必要があります。本市においても「モリヤマメロン」や「もりやま梨」「守山こぼまブドウ」等の産地は、生産農家の高齢化等が顕著になっています。

このことから、消費者の多様なニーズに応えるため、温暖な地域特性を活かした農産物の栽培による産地の形成（守山ブランド）を目指し、米や野菜産地および輸入野菜等との産地間競争に勝てる競争力のある生産・流通体制を確立していくことが必要となっています。

◇施策の展開

1) モリヤマメロン・守山産野菜生産者の育成・確保

- ・本市の特産品であるモリヤマメロンのブランド力の維持発展を図るため、JAが設置する「メロントレーニングハウス」や独立後のハウスでモリヤマメロン生産を行う新規就農者の生産に係る経費や新規就農者に生産技術を指導する指導料に対し、引き続き支援を行います。
- ・モリヤマメロンの安定的な生産量の確保および生産拡大を図るため、JAと連携し、「モリヤマメロン活性化プロジェクト」として、就農フェアの参加や農業大学校などへのPR活動を行います。また、既存のモリヤマメロン生産者についても、継続して安定的な生産ができるよう支援してまいります。
- ・守山産野菜の産地維持および消費者が求める「安全」「安心」「新鮮」な守山産野菜の安定供給を図るため、JAが設置するメロントレーニングハウス活用後の時期を活用し、守山産野菜の生産に取り組もうとする新規就農者等への支援を引き続き行います。

2) もりやまフルーツランドの産地としての振興

- ・もりやまフルーツランドにおいては、生産組合の代表者、中洲学区長、JAおのみ富士、県大津・南部農業普及センター、農業委員会事務局、県農業共済組合南部支所、県農地中間管理機構および本市など関係者で構成する協議会において、10年後の産地の目指すべき姿を定めた『果樹産地構造改革計画』に基づき、関係機関が協力・連携し、産地の発展を目指します。
- ・認定農業者、農業法人等の担い手に対して、園地の集積を支援します。
- ・消費者ニーズに即した、良食味品種である果樹の改植を支援します。
- ・高品質な果樹生産の推進および産地情報のPR等を通じて既存直売所「もりやまフルーツランド」の販売力の強化に向けて取り組みます。
- ・便利な交通アクセスや琵琶湖を望む美しい景観等園地の立地的な条件等を活かし、滞在型の観光果樹園化に向けて、関係機関が連携して取り組みます。

3) 「もりやまブランド」の普及促進

平成 25 年 5 月に産官学連携により設置した「もりやま食のまちづくりプロジェクト」において、「もりやまブランド」に選定された 11 品目「モリヤマメロン」「ナシ」「ブドウ」「いちご」「守山矢島かぶら」「なばな」「笠原しょうが」「みさき大根」「守山ほたる葱」「青とろナス」「守山もち麦」について、認知度を高めるとともに、消費拡大につながるよう特産品の普及に取り組みます。

4) 生産性の高い水稲・野菜・花き・果樹等の栽培、新たな販路拡大

温暖な気候と豊富な水利条件を活かし、マーケットインの視点から消費者のニーズを満足できる高品質な米（うまい米・売れる米）や野菜・花卉・果樹の生産を積極的に推進します。

このため、農用地の集積等経営規模の拡大、新技術の導入および栽培管理技術の導入・普及による良質米の生産、省力化機械の導入、機械の共同利用による生産コストの削減、作付地の集団化による水利費の削減、適地適作[※]品種の作付を推進し、生産性の高い水稲・野菜・花卉・果樹等の栽培を目指します。

また、新たな販路として海外輸出等の情報収集を行い、本市農産物に見合った手法を検討してまいります。

◇生産性の高い農産物の栽培（作物毎の生産振興方針・生産技術改善）

①水稲

- ・エコファーマー制度[※]を活用し、環境にこだわった農業技術の普及、消費者ニーズに答える米づくりを目指します。
- ・地域に適合した良食味米の安定生産を推奨するとともに、登熟期[※]の高温対策として早生品種[※]の遅植え等により、守山産米の品質向上を図ります。
- ・JAのカントリーエレベーターおよび低温倉庫を利用した品質の保持に努め、高品質な米の供給体制を強化していきます。
- ・食の安全・安心に向けた取組みの一環として、主食である米や小麦の安全性を確保するため、カドミウム[※]の吸収抑制対策の徹底を図ります。
- ・食品の安全の確保、環境の保全、労働安全の確保のため国際的に取り組まれている「GAP」を推進します。

これらの取組みにより、食味レベルの向上と品質の高位安定が図れ、消費者への安全で安心な良食味米の供給が可能となります。

②麦・大豆

- ・集落を単位とした集落営農組織や大規模農家への土地利用集積（作業受委託[※]を含む）による麦・大豆作付の集団化（ブロックローテーション[※]）と麦あと大豆の作付拡大による経営安定を推進します。
- ・小麦栽培における4技術（①排水対策②土づくり③病虫害防除④実肥の施用）の励行を推進し、高収量・高品質（タンパク含有量向上）小麦の栽培を推進します。
- ・大豆栽培においては、基本技術の徹底を図るとともに、作業の機械化による軽労働力化および品質・収量の向上のための密植栽培などの新技術の導入を推進します。
- ・防除体系においては、農薬のドリフト（農薬飛散）の防止を徹底し、適正な農薬使用の普及・啓発を行います。
- ・食品の安全の確保、環境の保全、労働安全の確保のため国際的に取り組まれている「GAP」を推進します。
- ・市場流通の需要に応じた売れる麦・大豆の品種を検討・作付し、本市の地形を活かした高品質な産地づくりを推進します。

これらの取組みにより、実需者の求める品質をクリアした安全・安心な麦・大豆の供給が可能となり、安定的な供給体制の構築が可能となります。

③野菜

- ・消費者に対して安全で安心な野菜を提供できるよう、減農薬・減化学肥料栽培など、環境にやさしい農業を推進します。
- ・野洲川畑地帯等の野菜産地での新規就農者の育成を図ります。
- ・低コスト・省力栽培および農作業の効率化対策を推進します。
- ・生産技術の改善や新技術の導入による生産性の向上および施設化による高品質化、安定生産、通年生産体制の確立を図ります。
- ・国内外の需要に対応した高品質の生産量を確保するため、大規模化や省力化を図るため、国の補助制度等を活用する中、必要な施設整備事業を支援します。
- ・食品の安全の確保、環境の保全、労働安全の確保のため国際的に取り組まれている「GAP」を推進します。

「ファーマーズマーケットおうみんち」等の直売所を拠点とした地産地消を推進するため、消費者が求める「安全」「安心」「新鮮」な地場野菜の安定供給が図れるよう、これらの取組みを推進します。

④花卉

- ・環境にやさしく、省力・低コスト・安定生産を実現できる技術（ロックウール養液栽培、少量土壌培地耕養液栽培）の導入を促進します。
- ・園芸作物の有利販売を展開するため、計画的な生産出荷の推進、品質・規格の統一化、輸送・販売体制の整備を推進します。
- ・国内外の需要に対応した高品質の生産量を確保するため、大規模化や省力化を図る必要な構造改善施設の整備について、国の補助制度等を活用する中、必要な施設整備事業を支援します。

本市の特産であるバラや菊は、連作障害^{*}による品質・生産量が低下する傾向にあり、市場価格も長期低迷を続けています。このことから、消費者のニーズを的確に捉え安定販売を促進に努めます

⑤果樹

- ・環境こだわり農産物認証取得に向けた支援と農薬の安全使用を推進します。
- ・高品質果実生産安定技術の普及・実践に取り組みます。
- ・適期作業の励行を推進します。
- ・直売所マップを作成し、守山産果樹のPRおよび消費拡大に努めます。

高品質の果樹を生産・供給するため、安定的な技術を定着させるため、県普及指導員と連携を図り、営農指導・助言等を行います。

(2) 高付加価値農産物の生産等

◇現況と課題

消費者志向の高まりから有機農産物や新鮮な野菜などの安全・安心で、良質な農産物が求められています。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により「食」への関心が高まる中、多様な消費者ニーズに応え、これまで以上に安全で安心な付加価値の高い農産物の安定供給に向けた生産および出荷が必要となっています。

◇施策の展開

1) 環境こだわり農産物認証制度の活用

エコファーマー認定制度や、環境こだわり農産物認証制度を活用し、地域農産物の付加価値の向上を図り、「ファーマーズマーケットおうみんち」等と連携しながら、農業者が農産物の流通・販路の拡大や消費者の信頼を得るための取組みを推進します。

また、認定・認証制度に対する生産者の理解と取組みの拡大を図るため、制度の普及・啓発に努めます。

2) 有機農業や減農薬・減化学肥料栽培の普及・促進

関係機関と連携し、有機農業（オーガニック）や減農薬・減化学肥料栽培の普及・促進に向けて、新しい生産技術の導入や技術習得に向けた指導・助言に努めます。

3) G A P 等の推進

G A P（農業生産工程管理）に基づき、生産工程・農薬管理・肥料管理など生産者側の栽培管理を徹底し、消費者がより一層安心して農産物を食していただくため、引き続き制度の普及・促進を図ります。

4) 6次産業化[※]の推進

6次産業化の推進は、地域ブランドの創出、消費者や市場のニーズに即した農産物の提供が可能になるなど地域活性化に向けては、メリットが多い事業です。

現在、市内においては、特産物を活かした加工品の試作が事業者個々で進められており、商品のブランド化に向けた農商工連携による取組みが進んでおります。今後、更なる農業者の経営の多角化や所得拡大を図るため、意欲ある農業者に対しては、6次産業化推進に係る支援を引き続き進めていきます。

近年、6次産業化の取組みや考え方に多様化が見られる中、経営や産地の事業展開能力に応じたバリューチェーン[※]の構築により農産物の付加価値向上が求められ、新たな農業経営と6次産業化に関する取組みに対して、情報提供を行うとともに、高効率化や省力化を図るために必要な施設整備について、国の補助制度等を活用する中、総合的な事業支援に取り組めます。

(3) 地産地消の推進

◇現況と課題

物流システムと栽培技術の向上により、四季を通じて欲しいものが、いつでも、どこでも国内産・外国産を問わず購入できるようになり、旬の食べ物や農業に対する関心や知識が低下し、食と農の距離が遠ざかってきています。

このような中、産直販売・契約栽培などにより、消費者と生産者の顔が見える販売方法が多くなるなど、市内では、「ファーマーズマーケットおうみんち」や食品スーパーの守山産野菜の販売など、地産地消の取り組みが進んでいます。

地域農産物の消費および販路拡大を図るためには、消費者ニーズに応えられる生産および販売体制の確立、さらには地域農業や農産物に関して食と農業の理解を深めてもらうための機会の提供が必要となっています。

また、令和3年9月からの中学校給食の開始に向けて、市内中学校給食における地場産食材の使用量の増加が期待できます。

地産地消を推進することにより、地域農産物の消費拡大による地域農業の活性化や流通過程で発生する経費の削減が求められています。

◇施策の展開

1) 直売所等への出荷拡大

- ・マーケットインに基づく消費者ニーズの把握に努め、消費者には生産者の顔が見える直売所、地元商店、学校給食、農産物加工事業者などへ出荷の拡大を推進します。
- ・市街地においては、地元農産物を購入できる場の拡大を図ることにより、地産地消がより多くの市民に浸透するよう取り組みます。
- ・「ファーマーズマーケットおうみんち」においては、関連機関と連携した施策を展開し、農産物の販路拡大による農家所得の向上を図ります。
- ・市内農産物のPRや販路拡大により、市内農産物などを意識して購入される消費者の増大・確保に努めます。

2) 学校給食への更なる守山産農産物の導入

- ・今後も守山市近江米振興協会を通じて、守山産米の米飯の提供について、引き続き支援します。
- ・市内農産物の更なる導入を推進してまいります。
- ・中学校給食の開始に伴い、守山産米飯の提供および市内農産物の導入を推進し、生産農家の所得向上や生産意欲の増大につなげるよう取り組みます。

3) 食育※の推進

- ・教育現場、生産者、地域住民、行政が密接な連携を図り、学校給食や農業体験学習を通じて、農業への関心を高め、食と農の大切さや食の安全性への理解、地産地消を通じた食料自給率や環境に配慮した意識向上に資する取組みなど、将来の地域を担う子どもたちへの食育（食農教育）を推進します。
- ・第2次守山市食育推進計画※に基づき、食育の関係者が連携・協働し、食育推進に係る施策を展開します。

4) 「もりやま食のまちづくりプロジェクト」の各種事業展開

平成25年5月にJAおうみ富士、守山商工会議所、立命館大学および本市が産官学連携により「もりやま食のまちづくりプロジェクト」を設立し、地産地消をはじめ食育、健康、6次産業化の各分野の取り組みを効果的に結びつける新たな事業展開を推進します。

基本方針6 環境に配慮した農業の推進

環境保全型農業の推進

◇現況と課題

近年の環境保全意識の高まりとともに、食の安全性が問われている中、農業生産においては安全で安心な農産物が求められ、農薬・化学肥料を低減し、堆肥の施用などによる環境との調和に配慮した持続的な農業が求められています。

本市においては、無秩序な野焼きや農業濁水など農業生産活動により発生する環境負荷が見受けられるとともに、農業用廃ビニールの適切な処理を推進する必要があります。

近年、環境こだわり農産物の栽培面積が増え始め、環境への負荷低減を図る技術の取り組みが浸透してきており、更なる栽培面積の拡大を図る必要があります。

◇施策の展開

1) 環境こだわり農産物の生産拡大

- ・本市の環境を保全しつつ生産性の高い安全で安心な農産物を供給するために、関係機関と連携し、堆肥等の施用技術、化学肥料および化学農薬低減技術の導入等、環境にやさしい農業生産方式を推進します。
- ・農薬や化学肥料等を削減し、琵琶湖等への環境負荷を削減する技術の普及拡大を推進するなど、環境こだわり農産物の作付面積拡大を推進します。

2) 農業濁水の流出防止

- ・代かき時における農業濁水流出による環境負荷を低減するため、浅水代かき[※]や水田ハロー[※]を導入した生産方式の指導・助言、畦畔[※]からの漏水防止および止水板による徹底管理を周知・啓発し、地域ぐるみで取り組む活動を支援していきます。
- ・県営水質保全対策事業[※]により造成された浄化池、浄化型排水路および循環ポンプなどの施設を適切に運転および維持管理することで、農業濁水による琵琶湖の水質への環境負荷の削減に引き続き取り組みます。
- ・環境にやさしく、琵琶湖の水質を保全するため環境保全型農業を推進するとともに、こうした取り組みを通して琵琶湖の生態系の保全に努めます。

3) 農業系廃プラスチック等の適正処理

農業用廃ビニール処理については、関係機関と連携する中、有効な処理方法を研究し、農業者への周知を図り、適正処理に取り組みます。

4) 地域環境向上の取組み

- ・地域の農業用水路を景観や生き物に配慮した整備を通じて、防火用水や生活用水として利用できるよう農閑期にも通水することなど、地域の環境向上に活用する取組みを進めます。
- ・多面的機能を有する水田の生物の多様性保全の観点から、冬期湛水管理[※]の取組みや水田の転作作物としてレンゲやなたねなどの景観作物を作付けすることで、地域の景観向上に資するような取組みを推進します。
- ・稲わらや麦わら等の無秩序な野焼きは行わず、土に還元することで資源の再資源化や有効活用を図る取組みを推進します。

基本方針7 自然災害等への対応

(1) 自然災害等への対応

◇現況と課題

近年、全国的に大規模災害が頻発する中で、今後も異常気象による自然災害の発生が想定されることから、被害を最小限に留めるための減災対策が必要となります。

また、被害規模により、被災後の早期営農の再開に向けた緊急的な支援策を講じる必要があります。

◇施策の展開

- ・気候変動の影響を受けにくい品種の導入や栽培技術等の情報収集を行い、推進してまいります。
- ・災害に強い農業を進めるため、農業用ハウスの補強や保守管理等の対策を進めてまいります。
- ・自然災害や価格下落等の農業経営における様々なリスクに対応し、農業経営の安定化を図るために収入保険の普及促進を行います。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等への対応

◇現況と課題

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済環境の悪化に伴う、国内の農林水産業・食品産業は、深刻な需要の減少や労働力不足等の課題に直面する中、本市においても農産物生産者の売上減少など農業経営に影響が及んだことを踏まえ、適宜適切な対策が必要となります。

◇施策の展開

- ・国や県が実施する各種支援制度の周知を速やかに行います。
- ・農業者の経営継続に向けた支援策については、今後の国等の動向・対応を踏まえた必要な施策を講じるため、守山市地域農政推進協議会のご意見を参考にするなど、適宜適切な対策を検討します。

第5章 関係機関による農業施策の一体的な推進

本市農業が持続的に発展し、安全で安心な農産物を安定的に生産・供給ができ、本市の基幹産業として競争力をもった魅力ある農業を構築していくためには、JAや滋賀県等の関係機関と情報共有を行い、その対策を講じるとともに、活力ある地域農業の形成に向けて一体的、総合的な施策の展開を図ります。

さらに、令和3年4月1日の8JAの合併により誕生する県内最大規模の「レーク滋賀農業協同組合」の強みと営農部門の拠点が本市に置かれることおよび農業関連施設を整備されることを踏まえ、営農指導等の強化や営農施策に係る各種事業の更なる展開に向けて、より一層の連携を図り、本市の農業振興・発展に努めます。

用語解説

	用 語	用語解説
あ	浅水代かき	代かきは、田植えの前に田に水を入れ、トラクタなどで土と水をかき混ぜて田面を平らにする作業。代かき時、水田内の水には、大量の土の粒子等が混ざっており、これらを含んだ濁水が河川へ流出することを防ぐために、代かきを浅水状態（土面が7～8割見える程度）で行うことを浅水代かきという。
	アセットマネジメント	農業水利施設を資産としてとらえ、この資産のより効率的・経済的な、また環境に配慮した維持管理手法の総称をいう。
え	エコファーマー制度	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、たい肥等を活用した土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を一体的に行う環境にやさしい農業に取り組む農業者（個人または法人）を県が認定し支援する制度のこと。
か	家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が意欲ややり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族内の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。
	カドミウム	元素記号、Cd。日本国内の土壌は大半が中性から酸性であるためカドミウムの溶け出しやすい環境であり、このため食物はカドミウムによる汚染を受けやすい。米をはじめとして食物には含有基準が設けられており、基準値以上のカドミウムを含む農作物は販売することが出来ない。食品衛生法上では玄米において0.4mg/kgと規定され、これを超過したものは全て焼却処分となっている。
	環境こだわり農産物	県が定めた基準に基づき、化学合成農薬や化学肥料の使用量を通常の栽培の5割以下に減らすとともに、濁水の流出防止等、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術で生産された農産物のこと。
	関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。
	かん養機能	水田にたたえられた水は、地下に浸透して、地下水のかん養源となる。この地下水は河川に還元され、河川の水量調節の働きもしている。
き	帰農者	離村して農業をやめていた者が農業に戻った、又は、都会での生活をやめて地方に行き、農業を始めた者のこと。
	GAP（農業生産工程管理）	農業において、食品安全・環境保全・労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組みのこと。

き	協業	一連の生産過程で多数の者が計画的、組織的に労働する生産形態のこと。
け	畦畔	水田に流入させた用水が外にもれないように、水田を囲んで作った盛土等の部分のこと。
	県営水質保全対策事業	農業用排水の水質汚濁に起因する営農上の障害除去または、公共用水域に排出される排水の浄化による良質な用水の確保および農村地域の環境保全を図るため、畦畔漏水防止対策や循環かんがい施設、ヨシ等の水生生物が有する浄化機能を利用した浄化施設の整備を行う事業のこと。
こ	耕作放棄地	以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、この数年間に再び耕作するはっきりとした意思のない土地のこと。
	高性能機械	農作業の効率化や農作業における身体の負担の軽減効果が高く、農業経営の改善にも効果のある農業機械のこと。
さ	作業受委託	受託者側(作業の受け手)が委託者(作業の出し手)側の意志に基づいて作物を栽培し・その収穫物は全部委託者側のものとし、その代わり委託料として両者の間であらかじめ決めた一定の金額又は収穫物を受託者に支払う形態。
し	市街化区域	都市計画区域 [*] 内で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的にかつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画法第7条第2項に基づいて計画決定された区域のこと。
	市街化調整区域	都市計画区域内で、市街化区域に対して市街化を抑制する区域として、都市計画法第7条第3項に基づいて計画決定された区域のこと。
	滋賀県基本構想	県政運営を総合的に行う基本的な指針となるもので、県政の最上位計画として、部門別の各種計画、ビジョンの基本となるもの。計画期間は2019年から2030年までの12年間。
	滋賀県農業・水産業基本計画	「滋賀県基本構想 [*] (平成31年3月策定)」を上位計画とする農業・水産業部門の基本計画として位置づけられた県の農政の総合的な推進の指針。10年後(2030年)の目指す姿を実現するために実践する令和3年度から令和7年度までの5年間の計画。(令和3年10月策定予定)
	市民農園	都市の住民がレクリエーション、自家消費野菜・花の生産、高齢者の生きがいづくり等の多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。
	集落営農組織	集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う組織のこと。

し	消費者ニーズ	消費者の必要性や要求のこと。
	食育（食農教育）	生きることの最も基本的な要素である「食」と、それを支える「農（農業）」について、学び体験すること。
	食料・農業・農村基本計画	食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めた計画のこと。情報変化等を踏まえ、概ね5年ごとに変更することとされている。
	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、2019年12月に初めて報告された、新型コロナウイルス(SARS-CoV2)による感染症のことであり、肺炎などの症例が確認されている。
	新規就農者	農家世帯員のうち調査期日の前々年の就業状態区分が「勤務が主な人」と「学生の人」で、過去1年間の普段の就業状態が「農業が主な人」になった者のこと。
す	水田ハロー	ロータリの代わりにトラクタに取り付ける浅水代かき用の機具。ロータリより回転爪の長さが短く、作業幅が広いこと、砕土・均平性能に優れている。
	スマート農業	ロボット技術、ICT（情報通信技術）を活用して、超省力・高品質生産を実現する新たな農業のこと。
せ	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策	多面的機能支払交付金事業の滋賀県における名称。現在、農村で生活する住民だけでなく、次世代にも農村の豊かさを伝え、地域ぐるみの活動を継続していくことを目指して名付けられた。交付要件に農業排水の流出防止等の環境に配慮した活動を加える等、制度上も滋賀県独自の仕組みになっている。
	専作	専門的に主な作物を栽培すること。
た	第5次守山市総合計画	今後10年間の守山市におけるまちづくりの総合的な計画として、新しい時代にふさわしい、めざすべき将来像とその実現に向けた取り組みについて示したもの。
	第2次守山市食育推進計画	生涯を通じた食育の推進についての基本目標や重点テーマをはじめ、市民や家庭、地域における具体的な行動および市が取り組むべき施策が定められた計画をいう。計画期間は、平成28年度から令和4年度までの7年間である。
	多面的機能支払交付金	水路、農道、ため池および法面等、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域の共同作業に支払われる交付金のこと。（農地維持支払交付金、資源向上支払交付金から構成）

ち	地区計画制度	都市計画法第十二条の四第一項第一号に定められている、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画制度のこと。
	地産地消	地域で生産された食材をその地域で消費すること。生産された農産物を地域で消費する活動を通じて、消費者と生産者を結びつけ、信頼関係を構築する取組みのこと。
て	適地適作	地域にあった作物を作付け、栽培すること。
と	冬期湛水管理	稲刈りが終わった水田に冬期も水を張る農法のこと。
	登熟期	豆類など農作物が結実して次第に成熟していく時期のこと。
	都市計画区域	都市計画を策定すべき地域で、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに都市計画基礎調査等を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域。本市は、大津市の一部、草津市、栗東市、野洲市、湖南市の一部とともに「大津湖南都市計画区域」に属している。
	都市計画マスタープラン	「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を示すもので、まちづくりの将来目標や土地利用、都市施設の整備方針等を明らかにするとともに、地域ごとのまちづくりの方針や実現に向けての推進方策を定めるもの。
	都市農業	都市の中で都市と調和しつつ存在する農業。都市の周辺の近郊農業と区別するもの。その役割は①新鮮で安全な農産物の供給、②身近な農業体験・交流活動の場の提供、③災害時の防災空間の確保、④やすらぎや潤いをもたらす緑地空間の提供、⑤国土、環境の保全、⑥都市住民の農業への理解の醸成といった多様な役割を果たしている。
	都市農業振興基本法	都市農業 [*] の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として制定された法律。
	土地利用型農業	経営面積を拡大することにより所得確保をめざす農業経営。本市では水稻・麦・大豆等を栽培する経営が多い。
に	担い手	担い手の農地利用集積状況調査における「担い手」とは、「認定農業者」、「認定新規就農者」、「基本構想水準到達者」および「集落営農経営」の4類型に該当する経営体のことをいう。
	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、経営を改善するための計画（農業経営改善計画 [*] ）が基準に適合するとして、市町等から認定を受けた農業者のこと。

の	農業経営改善計画	<p>農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者になるために市町等に提出する計画。農業経営の現状、5年後に実現を目指す農業経営の改善に関する目標、目標を達成するためとるべき措置を記載する。市町等から農業経営改善計画の認定を受けた者が認定農業者である。</p> <p>令和2年度より、複数市町で農業を営む農業者の場合は、国または県が一括して認定を行うこととなった。</p>
	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の振興を図るべき地域として県知事が定める地域のこと。
	農業振興地域整備計画	今後農業用に活用する区域として市町が定めた計画のこと。農業振興の場として保全していく計画をいう。
	農業法人	法人形態によって農業を営む法人の総称。法人形態は株式会社等の「会社法人」と「農事組合法人」とに分けられる。この農業法人のなかで、農地法第2条第3項の要件に適合し、農業経営を行うために農地を取得できる農業法人のことを「農地所有適格法人」という。
	農地中間管理事業	<p>農地中間管理機構（農地バンク）は、平成26年度に全都道府県に設置された「信頼できる農地の中間的受け皿」である。</p> <p>農地中間管理事業は、農地中間管理機構が、農地の所有者から農地の所有者から農地を借受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮して農地の貸付けを行う事業のこと。</p>
	農林業経営体	経営耕地が30a以上、農産物販売額50万円以上など幾つかある要件のうちの一つ以上に該当する者のこと。
は	バリューチェーン	事業活動を機能ごとに分類し、どの部分（機能）で付加価値が生まれているか、競合と比較してどの部分に強み・弱みがあるかを分析し、事業戦略の有効性や改善の方向を探ること。
ひ	人・農地プラン	<p>持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があることから、それぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」をいう。</p> <p>【人・農地プランの実質化】</p> <p>農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況を「見える化」した地図を用いて、地域を支える農業者が話し合い、当</p>

		該地域の将来の農地利用を担う経営体の在り方を決めていく取組みのこと。
ふ	複合経営	農産物販売金額の1位部門の販売金額が総販売金額の6割未満のものをいう。
	ブランド化	農業者、JA、加工事業者等の地域の事業者が協力して、事業者間で統一したブランド（コンセプト）を用いて、当該地域と何らかの関連性を有する特定の商品の生産またはサービスの提供を行う取組みによって生み出されるもの。
	ブロックローテーション	田畑輪換の一形態であり地域内の水田を数ブロックに区分し、そのブロックごとに集団的に転作し、これを1年ごとに他ブロックに移動し、数年間で地域内のすべてのブロックを循環する形態のこと。
ま	マーケットイン	市場や購買者という買い手の立場に立って、買い手が必要とするものを提供していこうとすること。商品の企画開発や生産において消費者のニーズを重視する方法をいう。
ゆ	有機農産物	化学的に合成された肥料及び農薬を避けることを基本として、播種または植付け前2年以上の間、堆肥等による土づくりを行ったほ場において生産された農産物のこと。
	ゆりかご水田事業	本市では、地域の協力のもと、「水田にニゴロブナ等の稚魚を放流し、成長させた後に水路へ放流する事業」のこと。
り	利用権設定	農業経営基盤強化促進法に基づき、規模拡大を志向する認定農業者等へ農用地等の利用集積を行うための手続き。
れ	連作障害	同じ作物を同じ場所で連作することで、作物に病気や栄養障害などの障害が発生すること。
ろ	6次産業化	農林水産の1次産業の従事者が製造・加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）までの一連の流れに取り組むもので、農業経営の多角化や所得の拡大に貢献することをいう。
わ	早生品種	開花・結実・成熟が早い品種のこと。